

安中市移動等円滑化基本方針及び
磯部温泉地区バリアフリー基本構想
(案)

目次

1. 計画の概要.....	1
1.1 計画の背景と目的	1
1.2 バリアフリー法について	2
1.3 本計画の位置づけ	8
1.4 計画の目標年次	8
2. 安中市の概況.....	9
3. 移動等円滑化の基本理念と基本方針.....	10
3.1 安中市におけるバリアフリー化の基本理念	10
3.2 安中市におけるバリアフリー化の基本方針	11
4. 移動等円滑化促進地区の候補地の選定.....	12
4.1 移動等円滑化促進地区とは	12
4.2 移動等円滑化促進地区の候補地の選定	13
5. 磯部温泉地区の現状把握.....	16
5.1 磯部温泉地区の現況・問題点	16
5.2 バリアフリーに関わるニーズの把握	39
6. 課題の整理.....	47
7. 移動等円滑化促進地区の設定.....	51
8. 届出制度.....	52
8.1 届出制度の概要	52
8.2 届出の対象となる範囲	53
9. 重点整備地区等の設定.....	54
9.1 重点整備地区とは	54
9.2 重点整備地区の設定	55
9.3 生活関連施設・生活関連経路の設定	58
10. 重点整備地区における移動等円滑化の事業、その他の事項.....	63
10.1 移動等円滑化に関わる事業の取組方針	63
10.2 特定事業計画、その他の事業	66
11. 計画の推進に向けて.....	75
11.1 計画の推進に向けた取組	75
11.2 実施スケジュールと計画の見直し	76
11.3 推進体制	76

1. 計画の概要

1.1 計画の背景と目的

安中市では、少子高齢化、人口減少が進んでおり、高齢者や障害者も含めた、誰もが安心して自立した生活を営むことができる環境整備が求められている。また、生産年齢人口の減少に伴い、労働力不足やまちの活力低下を引き起こすことが懸念されている。

これに対し、安中市では「第2次安中市総合計画」を策定し、まちの将来像である「みんな元気でいきいき暮らせる 市民総働のまち あんなか」の実現に向け、福祉・子育て支援や、健全で良好な生活環境づくりを推進している。また、磯部温泉などの地域資源を活かした観光振興を促進し、訪れる誰もが安心して過ごせる、施設・設備等の整備を図っている。

我が国では共生社会実現を目指したバリアフリー化の一層の推進に向け、平成30年と令和2年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）が改正され、ハード面、ソフト面が一体となったより一層のバリアフリー化が求められている。

このような背景を踏まえ、本市の主要な観光地である磯部温泉地区を対象に「移動等円滑化基本方針及びバリアフリー基本構想」を策定し、本市が目指すまちの将来像の実現に向け、子育て世帯、高齢者、障害者等、誰もが生活しやすいように、また、本市を訪れる観光客等が移動しやすいように、より一層のバリアフリー化の推進を目指す。

1.2 バリアフリー法について

1.2.1 バリアフリー法に関する社会的背景と経緯

1) ハートビル法と交通バリアフリー法

今日の我が国では、本格的な高齢社会の到来や、ノーマライゼーションの理念の浸透、ユニバーサルデザインの考え方の導入により、あらゆる人の利用を念頭においた環境づくりが求められている。

このような背景の中、平成6年に、不特定多数の人たちが利用し、または、主に高齢者、身体障害者等が利用する建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」と記す。）が制定された。

さらに、平成12年には、公共交通機関と駅などを中心とした地区のバリアフリー化を目標として「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」と記す。）が制定された。

2) バリアフリー法

平成18年には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」と記す。）が制定された。

3) 改正バリアフリー法

平成26年に批准した国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」、平成28年に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」などを受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたさらなる取組の推進を図るため、平成30年11月に改正バリアフリー法が一部施行（平成31年4月には全部施行）された。

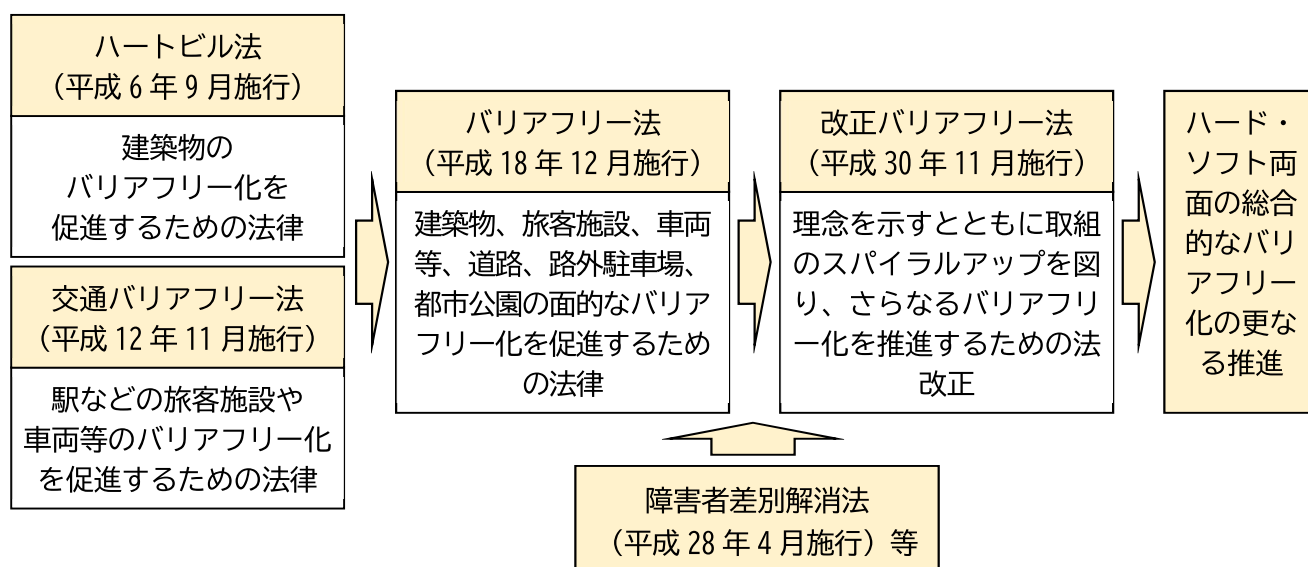


図1 バリアフリー法の経緯

1.2.2 バリアフリー法の概要

1) 目的

バリアフリー法では、高齢者、障害者等^{※1}の、移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を促進することとされている。

また、本法律では、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区、重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等の「面的・一体的なバリアフリー化」を推進するために市町村が作成するものとして、移動等円滑化促進方針（いわゆる、バリアフリーの「マスタープラン」）や、移動等円滑化基本構想（以下、「バリアフリー基本構想」と記す。）を規定している。



図 2 移動等円滑化促進方針、バリアフリー基本構想のイメージ

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省総合政策局、令和3年3月）

※1 高齢者、障害者等：高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障害者）だけではなく、妊産婦やけが人等が含まれる。

2) 法律の枠組み

改正バリアフリー法では、基本理念を示すとともに、旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物について、新設時の基準適合義務や既存施設への基準適合の努力義務を定めている。

また、マスタープラン及びバリアフリー基本構想制度によって、バリアフリー化事業の重点的かつ一体的な推進を図る枠組みを定めている。あわせて、心のバリアフリー^{※2}の推進や当事者による評価を行うこととしている。

※2 心のバリアフリー：住民その他の関係者が、バリアが人々の意識や物的環境等により生じているという「社会モデル」の考え方を理解し、ハード整備のみならず、住民その他の関係者による理解や協力などにより市民がバリアフリー化の重要性や高齢者、障害者等に対する理解を深めること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の概要

※ 令和2年法改正の内容について、赤字は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行

1. 国が定める基本方針

- 移動等円滑化の意義及び目標
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の指針
- 基本構想の指針
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- 情報提供に関する事項
- その他移動等円滑化の促進に関する事項

2. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

- 移動等円滑化の意義及び目標
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の指針
- 基本構想の指針
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- 情報提供に関する事項
- その他移動等円滑化の促進に関する事項

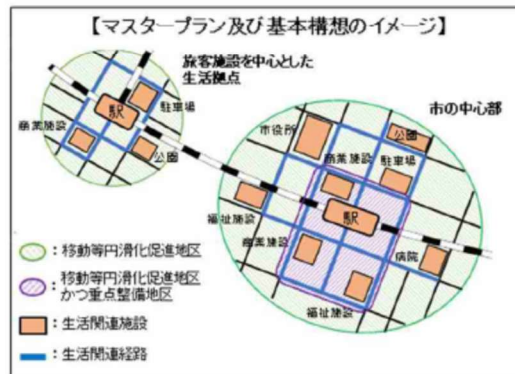
3. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための**広報・啓発活動の努力義務**
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守(新設等は義務、既存は努力義務)
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務(一定規模以上の公共交通事業者等)



4. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・マスタープランにおいて、その他の記載事項として記載可能だった「心のバリアフリー」に関する事項を計画に明記することを求めることとし、移動等円滑化に係るソフト面での取組を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進(マスタープランには具体的な事業について位置づけることは不要)
- ・定期的な評価・見直しの努力義務



5. 当事者による評価

- ・高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価(移動等円滑化評価会議)

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(国土交通省総合政策局、令和3年3月)

3) 移動等円滑化促進方針、バリアフリー基本構想で定める事項

市町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想を策定するよう努めることとされている（努力義務）。

表 1 に示すように、移動等円滑化促進方針とバリアフリー基本構想で定めるべき事項は概ね重複しているが、移動等円滑化促進方針では、市町村による方針、重点的に取り組む対象地区（移動等円滑化促進地区）を設定し、バリアフリー基本構想では、事業を実施する地区（重点整備地区）において、面的・一体的なバリアフリー化を推進するために必要な事業を特定事業として定めることとしている（図 3 参照）。

表 1 移動等円滑化促進方針、バリアフリー基本構想で定める事項

移動等円滑化促進方針で定める事項 (法第 24 条の 2 等)	バリアフリー基本構想で定める事項 (法第 25 条等)
1. 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針	1. 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
2. 移動等円滑化促進地区の位置及び区域	2. 重点整備地区の位置及び区域
3. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項	3. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
4. 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項（心のバリアフリーに関する事項）	5. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
5. 行為の届出等に関する事項	
6. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項	4. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
7. その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項	6. ①「5」と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項 ②自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備 ③その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
8. 移動等円滑化促進方針の評価に関する事項	7. 基本構想の評価に関する事項（スパイラルアップに向けた継続した取組）
※1、6、8は任意記載事項	※1、4、7は、任意記載事項

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省総合政策局、令和3年3月）をもとに整理。なお、表中の番号は、ガイドラインに記載された番号にあわせてある。

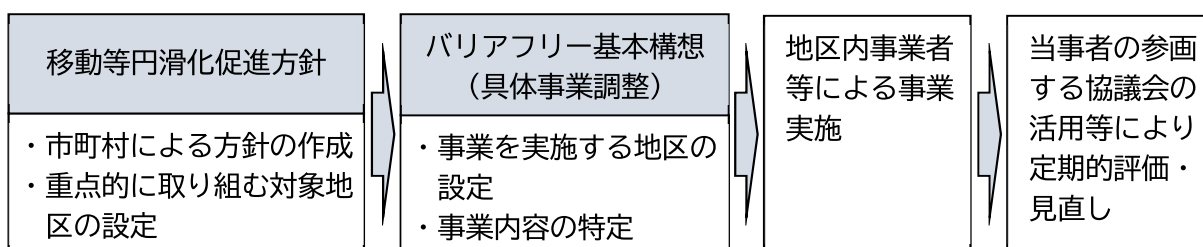


図 3 バリアフリー化の取り組みの流れ（イメージ）

1.2.3 移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法に基づき、国は「移動等円滑化の促進に関する基本方針」においてバリアフリー整備目標を示している。

表 2 バリアフリー整備目標 (1/2)

		2019年度末 (現状(速報値))	2025年度末までの目標
鉄軌道	鉄軌道駅(※1)	段差の解消	92%
		視覚障害者誘導用ブロック	95%
		案内設備(※2)	74%
		障害者用トイレ(※3)	89%
	ホームドア・可動式ホーム柵	858駅	
	鉄軌道車両(※4)	75%	
バス	バスターミナル(※1)	段差の解消	95%
		視覚障害者誘導用ブロック	98%
		案内設備(※2)	76%
		障害者用トイレ(※3)	84%
	乗合バス車両(※)	ノンステップバス	61%
		リフト付きバス等(適用除外車両)	5%
	貸切バス車両(※4)	1,081台	
タクシー	福祉タクシー車両(※4)	37,064台	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	63%(※5,※6)	
都市公園	園路及び広場	57%(※6)	
	駐車場	48%(※6)	
	便所	36%(※6)	
路外駐車	特定路外駐車場	65%(※6)	
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物(※7)のストック		

表 3 バリアフリー整備目標 (2/2)

		2019年度末 (現状(速報値))	2025年度末までの目標
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	99%	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等は原則100%
	音響機能付加信号機	—	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている信号機については、原則100%
	エスコートゾーン	—	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている道路標示については、原則100%
「心のバリアフリー」		—	○移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する ○「心のバリアフリー」の用語の認知度を約50% (現状：約24%(※10)) ○高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合を原則100% (現状：約80%(※11))

資料：国交省 「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終とりまとめ）」（概要）
 （国土交通省、令和2年）から抜粋整理

- ※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の者が対象
- ※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。
- ※3 便所を設置している旅客施設が対象
- ※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備（車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備。福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備）の設置等が含まれる旨を明記。
- ※5 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。
- ※6 2019年度末の数値は集計中であるため2018年度末の数値。

1.3 本計画の位置づけ

前項で示したバリアフリー法や「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ、移動等円滑化基本方針（バリアフリーマスタープラン）とバリアフリー基本構想を一体的に検討し、「（仮称）安中市移動等円滑化基本方針及び磯部温泉地区バリアフリー基本構想」を策定する。

策定にあたっては、「第2次安中市総合計画」や「安中市都市計画マスタープラン」をはじめとする上位・関連計画との整合を図り、計画的にバリアフリー事業を実施する。

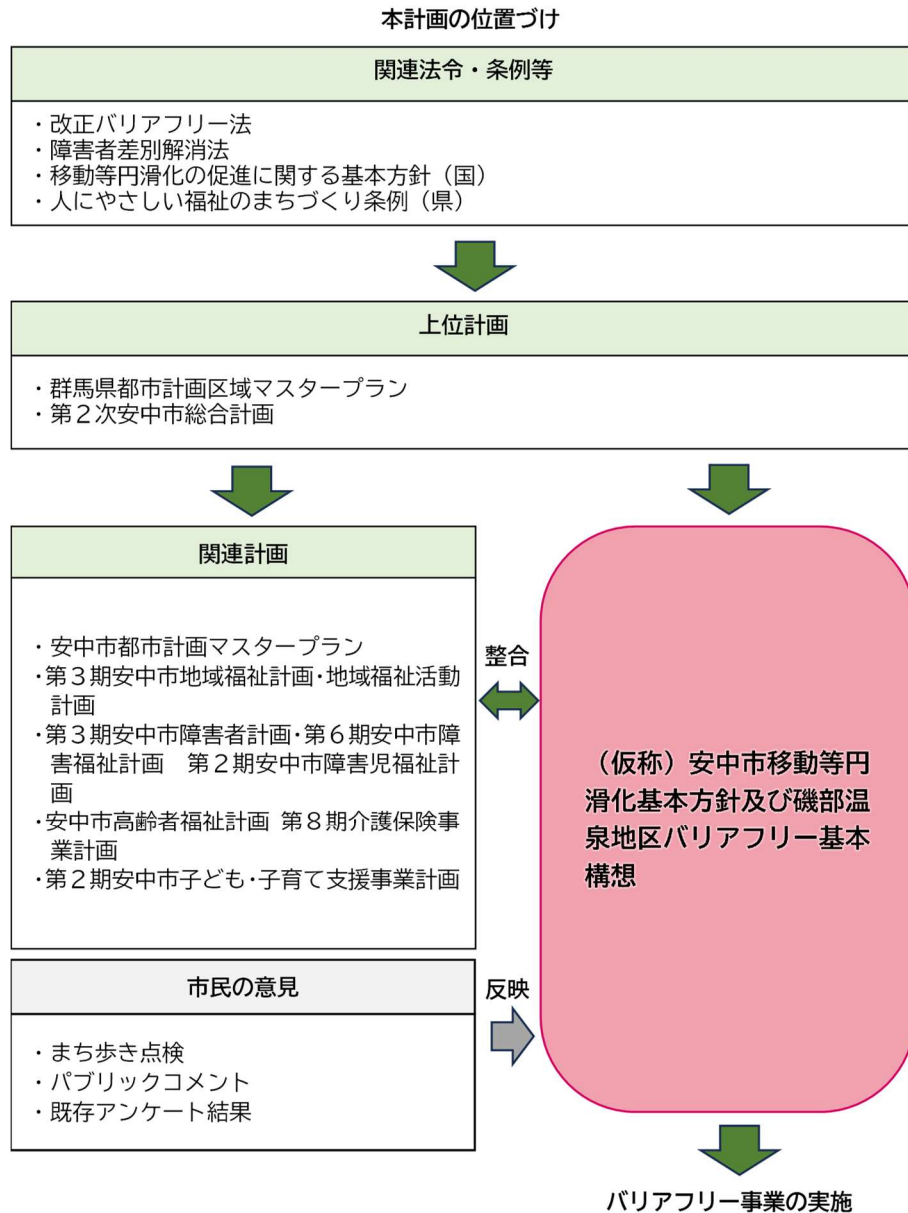


図 4 本計画の位置づけ

1.4 計画の目標年次

2023（令和5）年度からの10年間を計画期間と想定し、目標年次を2032（令和14）年とするが、これに縛られずにあるべき姿を想定する。

2. 安中市の概況

安中市の概況について、移動等円滑化に関わる内容を抽出し、以下に整理した（詳細は資料編を参照）。

1) 人口等

- ・安中市の人口は、2000年（平成12年）の約6万5千人をピークに減少。2020年（令和2年）には約5万5千人（20年間で約1万人減少）。
- ・2045年（令和27年）には、約4万人まで減少すると推計。
- ・世帯数は増加傾向にあったが、2020年（令和2年）は減少に転じ、約2万2千世帯。
- ・0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）は減少傾向にある一方、65歳以上（高齢者）は増加傾向。2020年（令和2年）の高齢化率は36%。
- ・「身体障害者手帳」の所持者数は減少傾向にあるものの、全体の7割程度を占め最も多い。
- ・「療育手帳」の所持者数と「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数は増加傾向。

2) 公共交通

- ・2022年（令和4年）における各駅の1日平均乗車人員は、安中駅が1,615人で最も多く、次いで磯部駅が882人で多い。
- ・市内には路線バスが7路線運行。一部区間ではフリー乗降区間を設定。
- ・市内には乗合タクシーが2路線運行。午前は定時定路線型、午後はデマンド型の HALF デマンド形式で運行。
- ・午前の定時定路線型による運行では、磯部・中野谷線は3便／日で運行（一部区間はフリー乗降区間）。
- ・路線バス、乗合タクシーでは、障害者手帳の所持者について障害割引運賃が適用。
- ・市では、タクシー以外の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者等を対象に、タクシー料金の一部を補助し、外出を支援。

3) 道路

- ・市内では、主に国道・県道といった幹線道路が東西方向に通っており、市道の1級路線・2級路線がそれらを南北につなぐように整備。
- ・市内には都市計画道路が16路線あり、延長ベースでは2／3が着手済み、1／3が未着手。

4) まちづくり動向

- ・市内には、公共施設が広く分布。
- ・「第2次安中市総合計画」（令和5年3月）では、「観光の振興」の施策展開の方向として、「地域資源の磨き直し」、「観光基盤の充実・強化」を位置付け。

3. 移動等円滑化の基本理念と基本方針

3.1 安中市におけるバリアフリー化の基本理念

安中市では、まちづくりの最上位計画である「第3次安中市総合計画」の策定を令和5年度中に予定しており、「住んで良かった 豊かで魅力ある元気な 新しいあんなか～さらに、光り輝くまちへ～」をまちの将来像として掲げている。

また、このまちの将来像の実現に向け、市で改定を進めている次期「安中市都市計画マスタープラン」（令和7年度策定予定）では「つなぎ 紡ぐ 人とまち 魅力あふれる自然と 歴史重ねるまち あんなか」を将来都市像として掲げる予定となっている。

これらのまちの将来像、将来都市像及び前項の「安中市の概況」を踏まえ、安中市におけるバリアフリー化の基本理念を以下の通りに設定する。

<基本理念>

ともに支えあい だれもが安全・快適に移動でき
市民も来訪者もつながる 魅力あるまち あんなか

3.2 安中市におけるバリアフリー化の基本方針

基本理念を踏まえ、安中市におけるバリアフリー化の基本方針を以下の通りに設定する。

基本方針1 多様な人々が安全・安心に暮らすことができるまちづくりの推進

高齢者や障害者をはじめ、妊産婦、けが人、乳幼児連れ、大きな荷物を持った人など、だれもが安全かつ安心して暮らすことができるように、施設整備（ハード面）についてバリアフリー化を進める。

基本方針2 来訪者にとっても安全・安心で快適に活動できる環境の形成

磯部温泉や旧中山道、碓氷峠等の地域資源を活かした多様な交流の促進に向けて、市民だけではなく、来訪者にとっても安全・安心で快適に移動できる環境の形成を目指す。

基本方針3 心のバリアフリーの推進

高齢者や障害者等が安心して暮らせるように、また多様な来訪者を迎えられるように、施設整備（ハード面）だけではなく、これらの方の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリーを推進する。

基本方針4 多様な関係者の参画・連携による取り組みの推進

市民や事業者・団体とともに、市、県、国の連携を図り、一体的かつ重点的なバリアフリー化を推進する。

また、効果的な整備を進めるため、関係者の役割を明確にするとともに、調査、計画、設計等の各段階で、高齢者や障害者等との意見交換の実施等、市民参加を基本としたバリアフリー化の仕組みづくりに取り組む。

基本方針5 持続的・効果的なバリアフリー化の推進

事業の実施にあたっては、ハード・ソフト一体的に取り組むこととするが、ハード事業について実現までに多くの時間・費用が必要となる場合は、ソフト事業を優先的に進めつつ、可能なものから順次ハード事業を進めるなど、柔軟に事業を推進する。

また、バリアフリー化の状況について概ね5年ごとに評価を行い、必要があると認めるときは見直し等を行い、持続的かつ効果的なバリアフリー化に取り組む。

4. 移動等円滑化促進地区の候補地の選定

4.1 移動等円滑化促進地区とは

移動等円滑化促進地区とは、市内において高齢者や障害者、外国人等すべての人々がよく利用する施設（旅客施設、官公庁施設、福祉施設、宿泊施設など）が、概ね徒歩圏内に集まっており、移動等円滑化を促進することが特に必要な地区のことを指す。

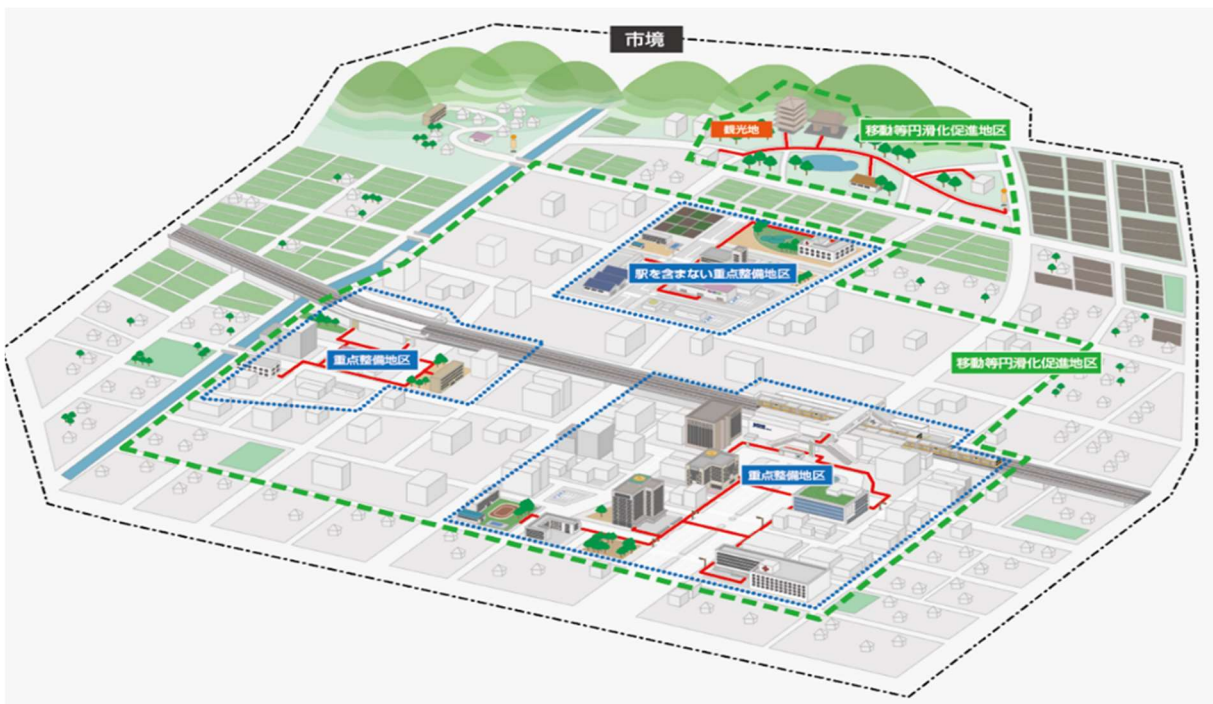


図 5 移動等円滑化促進地区のイメージ

資料：国土交通省資料

4.2 移動等円滑化促進地区の候補地の選定

4.2.1 移動等円滑化促進地区の設定要件

バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針に示されている移動等円滑化促進地区の設定要件を以下に示す。

なお、移動等円滑化促進地区については、「この要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。」※とされている。

※移動等円滑化の促進に関する基本方針 3-2、4-2

表 4 移動等円滑化促進地区の要件

バリアフリー法 第2条23項	移動等円滑化の促進に関する基本方針3-2
生活関連施設※ ¹ の所在地を含み、かつ、 <u>生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区</u> であること。	生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、 <u>具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要</u> である。 また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、原則として、 <u>生活関連施設がおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要</u> である。
生活関連施設及び生活関連経路※ ² を構成する一般交通用施設※ ³ について <u>移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区</u> であること。	移動等円滑化促進地区は、 <u>移動等円滑化を促進する必要がある地区</u> であることが必要である。 このため、高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性等の観点から総合的に判断して、 <u>当該地区において移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められることが必要</u> である。
当該地区において <u>移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区</u> であること。	高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、 <u>移動等円滑化を促進することが、有効かつ適切であると認められることが必要</u> である。

※1 生活関連施設：高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

※2 生活関連経路：生活関連施設相互間の経路

※3 一般交通用施設：道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設

赤字：重要な箇所

黄色：重点整備地区の要件（55 ページ）と特に異なる箇所

4.2.2 移動等円滑化促進地区の設定における方向性

前項で示した移動等円滑化促進地区の要件を踏まえ、移動等円滑化促進地区の設定における方向性を以下に示す。

表 5 移動等円滑化促進地区の設定における方向性

要件	設定における方向性
生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内において、<u>旅客施設を含む生活関連施設が集積している地区</u> ・当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、<u>当該施設相互間の移動が徒歩で行われると見込まれる地区</u>
生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性上、<u>バリアフリー化の必要性が認められる地区</u>
当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・上位・関連計画での位置づけやまちづくりの動向を踏まえ、<u>総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区</u>

4.2.3 移動等円滑化促進地区の候補地の選定

前項で示した方向性を踏まえ、下記の理由から「磯部温泉地区」を移動等円滑化促進地区の候補地として選定する。

✓移動等円滑化促進地区の候補地の選定理由

- ・市内では、生活関連施設が幹線道路沿い等に立地し、施設間の距離も遠いため、徒歩での施設間移動が見込まれない地域が多い一方、磯部温泉地区は鉄道駅に近く、生活関連施設も徒歩圏内にコンパクトに集積
- ・磯部温泉地区には、観光資源、旅館など来訪者向けの施設だけでなく、商店、郵便局など地域住民が利用する施設も集積（後述）
- ・「安中市都市計画マスタープラン」では、磯部駅や磯部温泉街におけるバリアフリー化について記載（後述）
- ・市では磯部温泉へのインバウンド誘客事業など磯部温泉地区の活性化に取り組んでおり、今後は高齢者、障害者、外国人など多くの人の来訪が想定（後述）

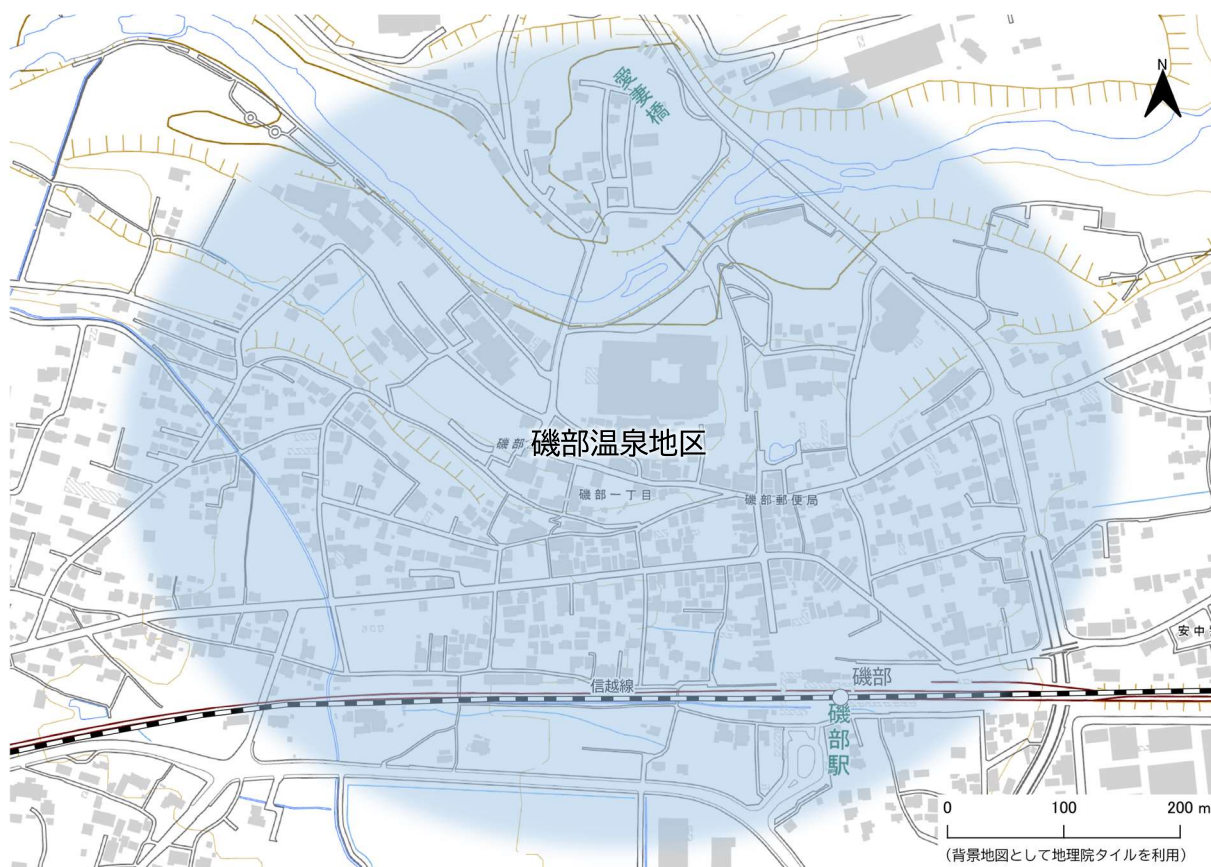


図 6 移動等円滑化促進地区の候補地

5. 碓部温泉地区の現状把握

5.1 碓部温泉地区の現況・問題点

5.1.1 沿革、位置、地勢、特性

1) 地理的な位置、特徴

碓部温泉地区は、安中市の南部に位置し、碓部駅の北側、碓氷川沿いに位置する。

東京駅から碓部駅までは、鉄道（新幹線、信越本線）で約1時間であり、都内からもアクセスしやすい距離にある。また、上州富岡駅（富岡製糸場（世界遺産）の最寄駅）からは自動車で約15分、軽井沢駅（別荘地、観光地）からは鉄道（新幹線、信越本線）で約30分であり、周辺の主要な観光地とも距離が近い。



図 7 安中市における碓部温泉地区の位置

資料：安中市都市計画マップをもとに作成

表 6 碓部駅までの所要時間、距離等

出発地 (駅名)	鉄道		自動車		駅の特徴
	路線	乗車時間 (約)	距離 (約)	所要時間 (約)	
東京駅	新幹線、信越本線 (高崎経由)	60分	140km	120分	都内のターミナル 駅(新幹線駅)
高崎駅	信越本線	20分	20km	40分	県内のターミナル 駅(新幹線駅)
上州富岡駅	上信電鉄、信越本線 (高崎経由)	60分	10km	15分	富岡製糸場(世界 遺産)の最寄駅
軽井沢駅	新幹線、信越本線 (高崎経由)	30分	30km	40分	別荘地、観光地
安中榛名駅	新幹線、信越本線 (高崎経由)	25分	10km	20分	市内新幹線駅

資料：Yahoo!Japan 路線情報、NAVITIME をもとに作成

2) 都市の特性

磯部温泉地区には磯部温泉の温泉街があり、7軒の温泉旅館のほか、日帰り温泉施設である恵みの湯、足湯、広場・駐車場など、温泉・観光関連施設が立地し、地域生活サービス機能を有する商店街と一体の観光商業地を形成している。

磯部温泉は、中山道を往来する旅人や、近在からの湯治客で古くから賑わっていた。また、誰もが知っている温泉記号発祥の地である。さらに、都会の俗塵を避けて磯部の清遊に訪れた文人墨客も多く、文学碑が残されている。

しかし、現在では観光客の減少や住民の高齢化等により、閉業する店舗等が増加し、賑わいが失われている。

なお、磯部駅南側の主要地方道下仁田・安中・倉渕線の沿道は、柳瀬川沿岸低地から丘陵上部にかけて一団の大規模工場用地になっており、磯部駅南側には信越化学工業の関連工場がある。

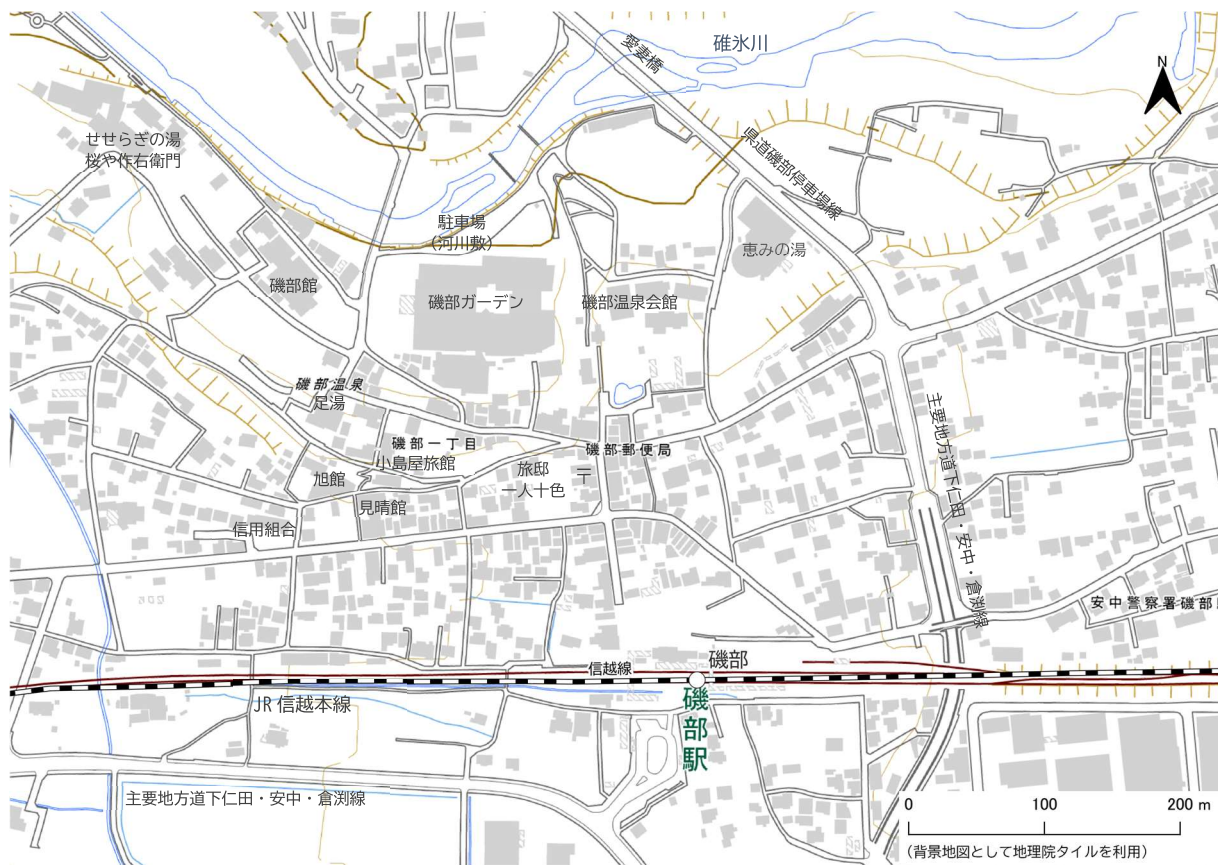


図 8 磯部温泉地区

なお、用途地域の指定状況は、磯部駅周辺が近隣商業地域、その北側の温泉街は商業地域、その周辺は第2種住居地域に指定されている。

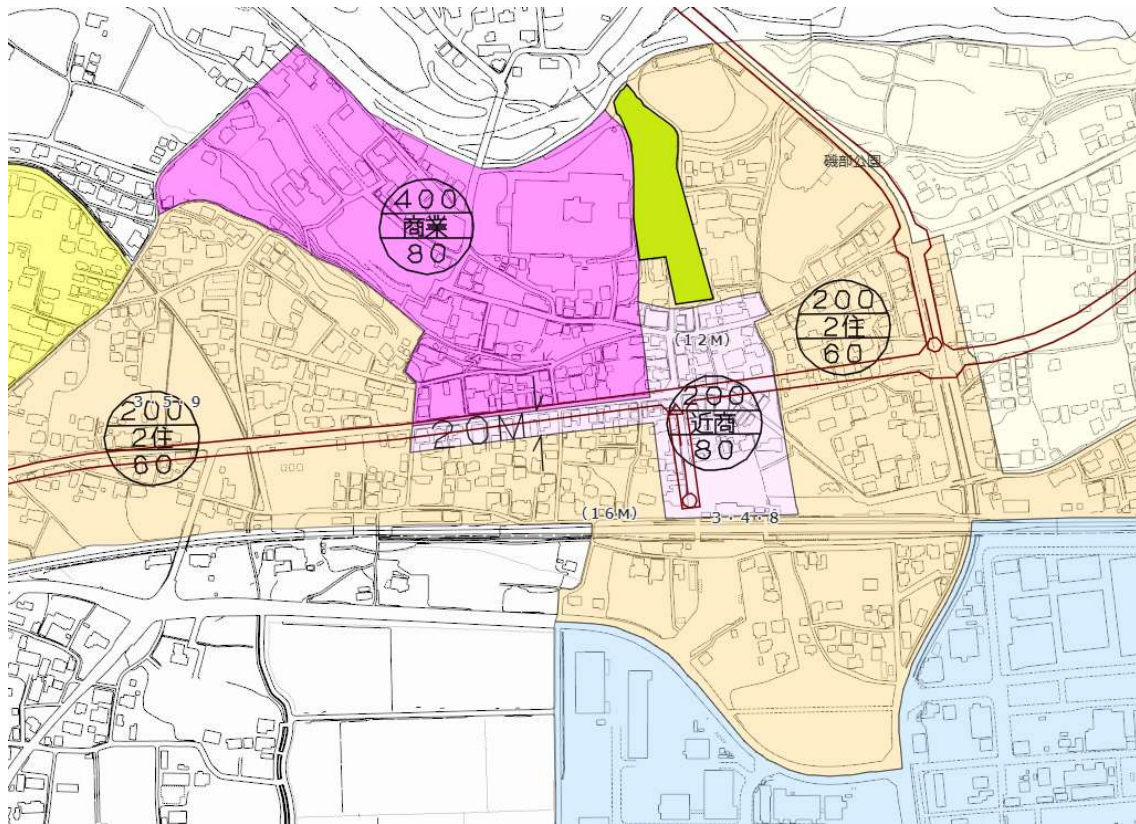


図 9 磯部温泉地区の用途地域の指定状況

資料：安中市都市計画マップ

5.1.2 人口等

1) 総人口、世帯数

磯部温泉地区の人口と世帯数を把握するため、磯部温泉地区を含む磯部1丁目（範囲は次ページ参照）の人口と世帯数をみると、人口、世帯数とも一貫して減少傾向にあり、2020年（令和2年）には人口は609人、世帯数は285世帯になっている。（1995年（平成7年）を100とすると、2020年（令和2年）には人口は53と半減している。また、世帯数は68と1995年（平成7年）の7割弱まで減少している。）

なお、その期間中、安中市の人口は2000年（平成12年）以降、一貫して減少傾向、世帯数は増加傾向にあったが、令和2年に減少している。

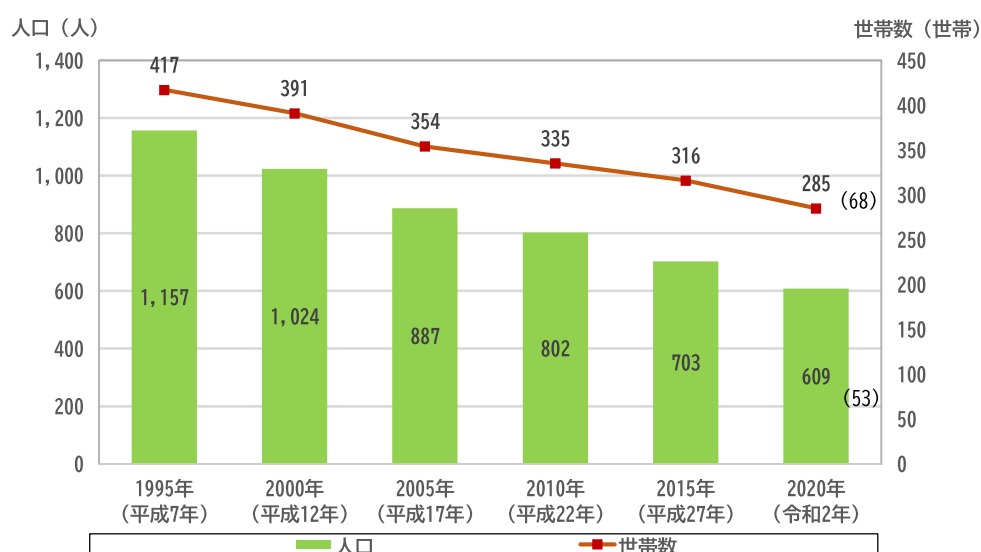


図 10 磯部1丁目の人口と世帯数の推移

資料：国勢調査小地域統計

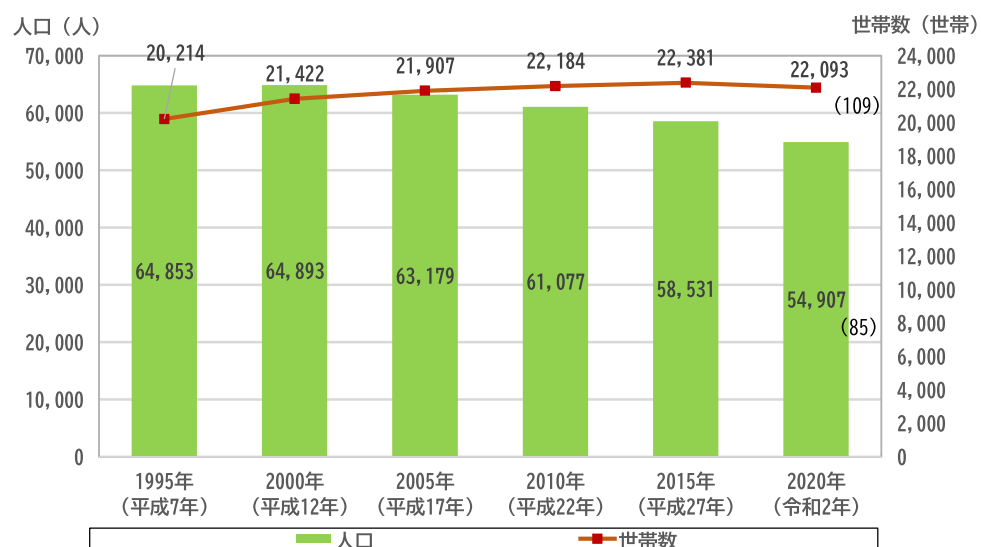


図 11 (参考) 安中市の人口と世帯数の推移

資料：国勢調査

※2020年の()内の数値は、それぞれ1995年の値を100とした場合の2020年の値

(参考) 磯部温泉地区と磯部1丁目との関係

今回対象としている磯部温泉地区は、住所表記では概ね磯部1丁目に含まれる。

ただし、以下の点が異なることに留意する必要がある。

- ・磯部1丁目には、恵みの湯周辺のエリアが含まれていない。
- ・磯部1丁目には、磯部温泉地区として想定していない西側のエリアが含まれている。

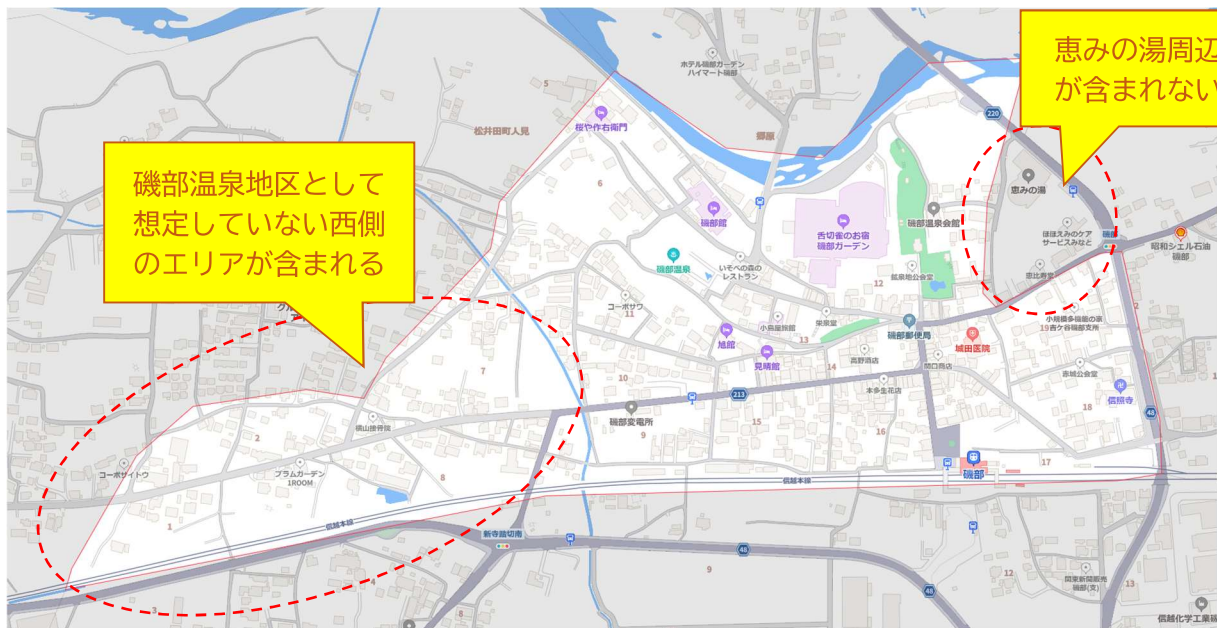


図 12 磯部温泉地区と磯部1丁目との関係

資料：Yahoo!Japan マップに加筆

2) 年齢別人口

磯部1丁目の年齢3区分別人口推移をみると、0～14歳、15～64歳、65歳以上のいずれも減少している。1995年（平成7年）を100とすると、2020年（令和2年）には0～14歳は25.8、15～64歳は38.7、65歳以上は93.9である。高齢化率をみると、1995年（平成7年）に26.9%であったが、2020年（令和2年）には47.9%に達している。

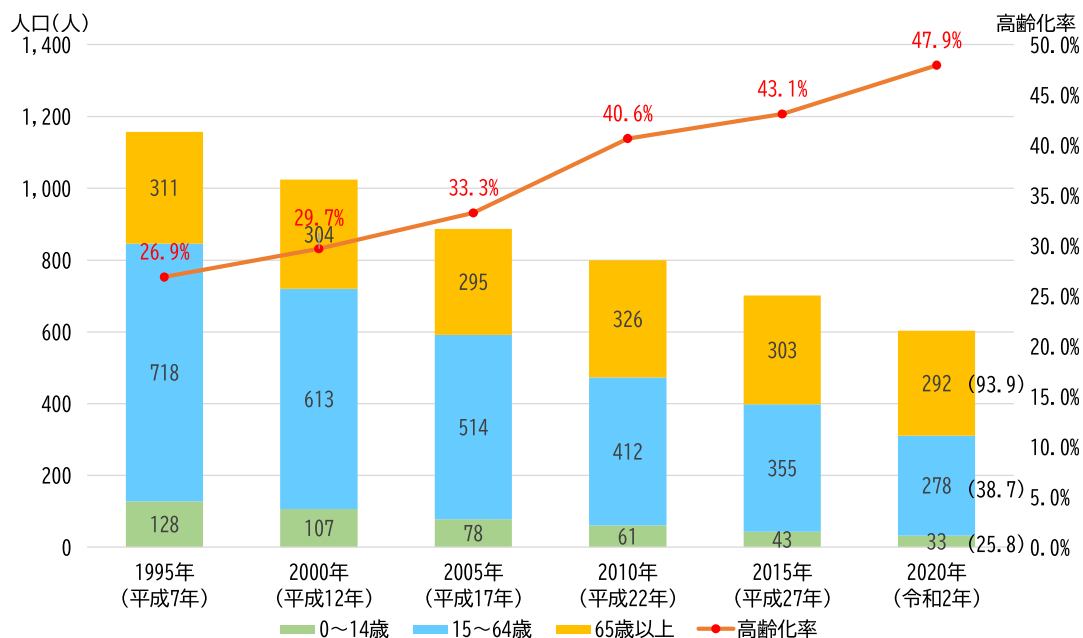


図 13 磯部1丁目の年齢階層別人口の推移

資料：国勢調査小地域統計

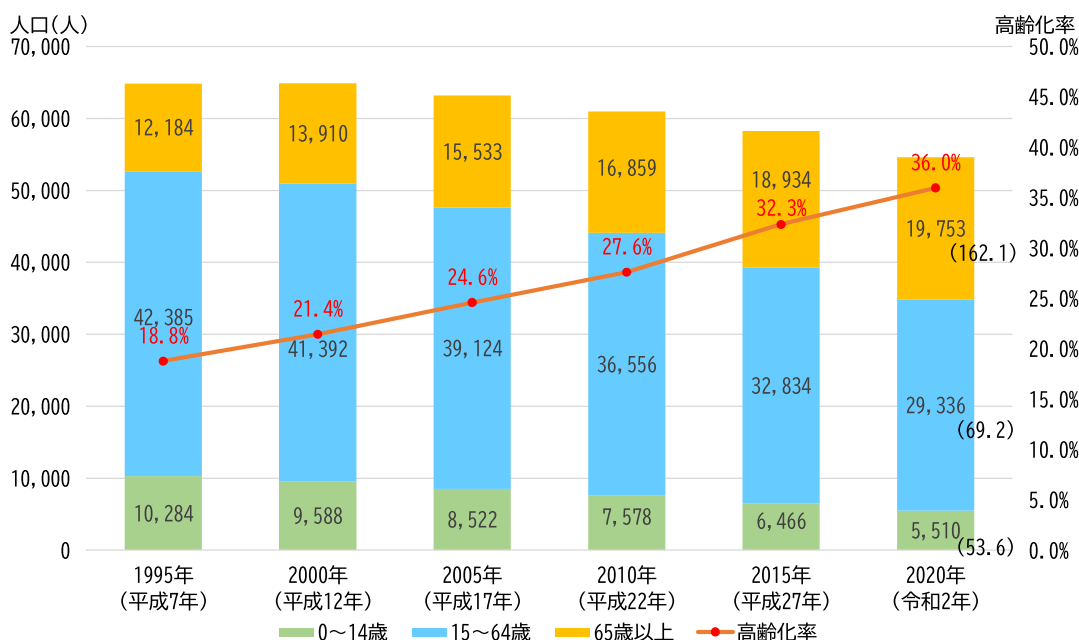


図 14 (参考) 安中市の年齢階層別人口の推移

資料：国勢調査

※高齢化率は、年齢不詳を含む人口計に対する65歳以上の人口の割合。なお、2020年の（ ）内の数値は、それぞれ1995年の値を100とした場合の2020年の値

5.1.3 公共交通

1) 鉄道

(1) 磯部駅の乗車人員

磯部駅の乗車人員はやや減少傾向にあり 2019 年には 1,060 人となっていたが、新型コロナウイルスの流行後に大きく落ち込み、2020 年には 750 人/日まで減少した。

その後は回復傾向にあり、定期外（来訪者等）の利用者も戻りつつあるものの、2022 年は 882 人/日と以前の水準には達していない。

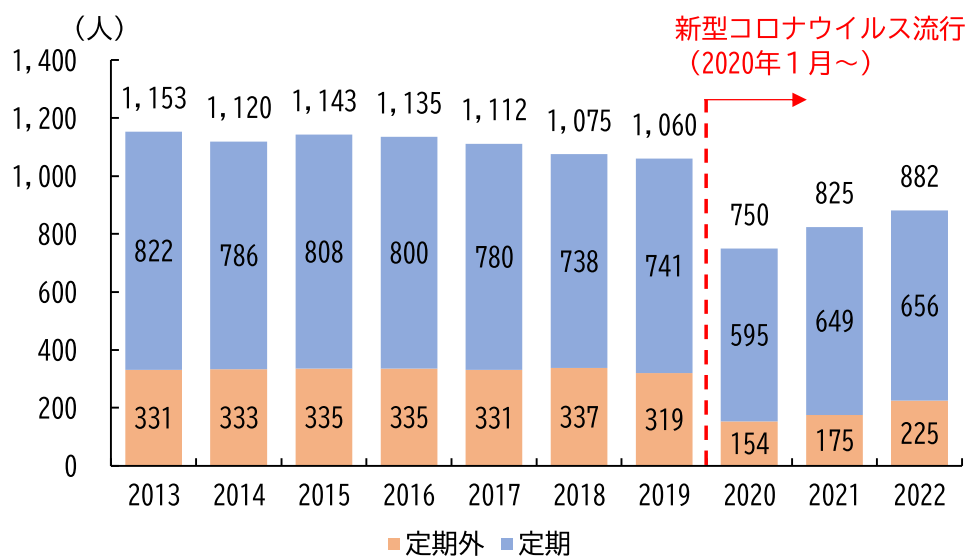


図 15 磯部駅の乗車人員の推移 (1 日平均)

資料：東日本旅客鉄道株式会社ウェブサイトをもとに作成

2) 磯部駅のバリアフリー状況

(1) 駅の外

駅の外にはバリアフリートイレが設置してあり、清潔に保たれているが、車椅子利用者への対応のみとなっており、オストメイトへの対応やベビーベッド等の機能は備わっていない。なお、トイレの前にはベンチが設置してあり、誰でも休憩できるスペースが確保されている。

また、駅の南側には改札が設置されていないため、駅の南北間を連絡するための自由通路が設置されているが、エレベーター等は設置されていないため、バリアフリー経路は確保されていない。そのため、身体障害者等による駅南北間の移動は難しい状況にある。

(2) 駅の中

券売機周辺には視覚障害者誘導用ブロックが設置されており、改札及びホームまでシームレスに誘導されている。

駅のホームに、ホームドアは整備されていないが、内方線付点状ブロックは整備されている。また、高崎方面行のホームにはトイレが設置してあるが、バリアフリートイレは整備されていない。

なお、ホーム間を連絡するこ線橋が設置されているが、駅の外との自由通路と同様にエレベーター等は設置されていないため、バリアフリー経路は確保されていない。

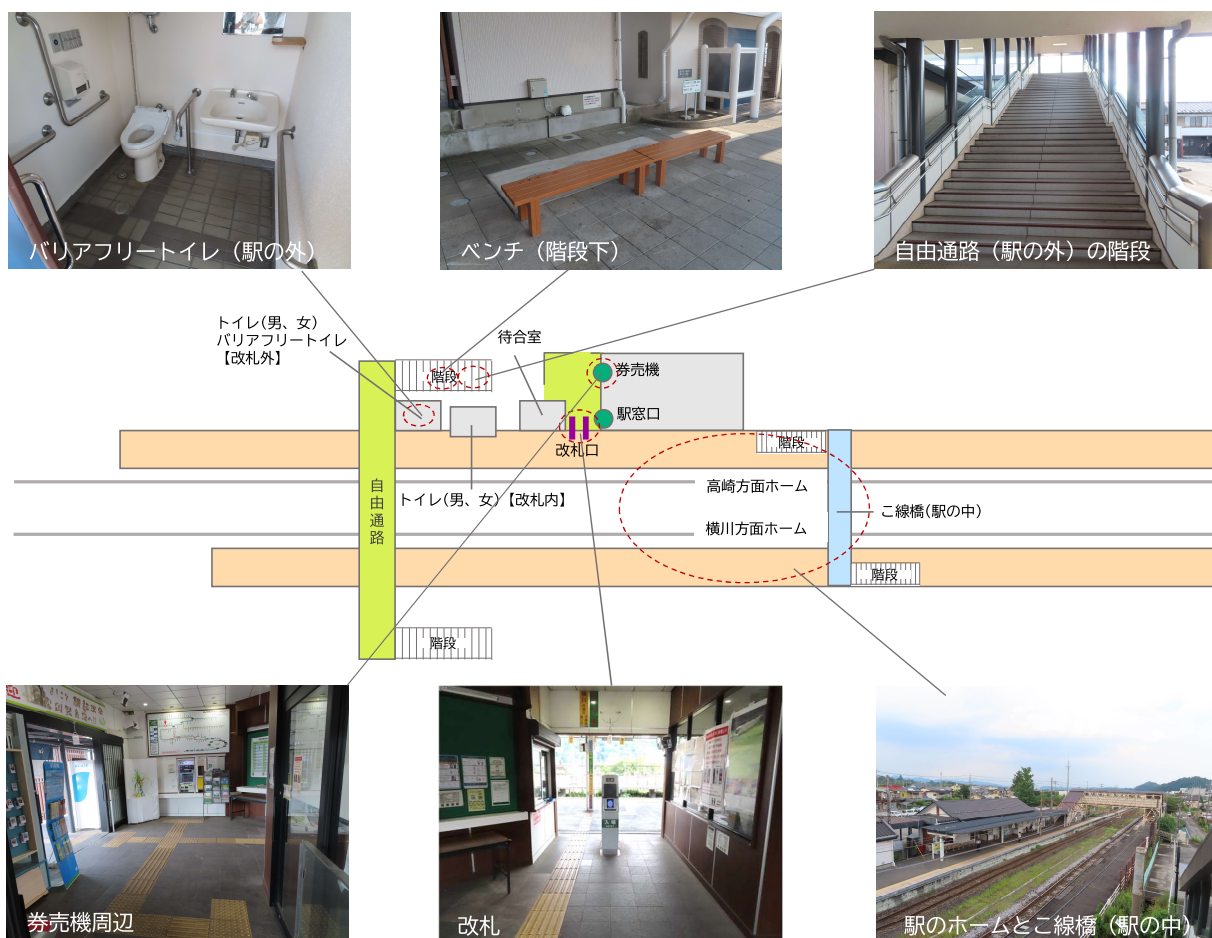


図 16 磯部駅のバリアフリー状況

資料：現地調査結果をもとに作成

【コラム】車椅子利用者による磯部駅の利用実態

前ページの通り、磯部駅の横川方面のホームには改札がないため、駅の外に出るためにはこ線橋を渡って高崎方面のホームに移動する必要があるが、エレベーター等は設置されていないため、車椅子利用者等はホーム間の移動が難しい状況にある。その対策として、駅ではステッピングカーを用意している。

事前に駅等へ連絡のうえ、駅員の補助を要請し、その補助によりこ線橋を渡ることができるが、駅員の手配ができない場合もある。その時は、一度磯部駅を通り過ぎて横川駅まで行き、再び折り返して磯部駅（高崎方面上りホーム着）で下車するという迂回乗車を鉄道会社よりお願いされることがある。



図 17 磯部駅のステッピングカー

資料：ホテル磯部ガーデンへのヒアリング結果、まち歩き点検結果をもとに整理

3) 路線バス・乗合タクシー

(1) 地区内の路線バス・乗合タクシーの運行状況

磯部温泉地区内には、市北部（安中榛名駅方面）と接続する「安中榛名駅・磯部駅線」（路線バス）と市東部（市役所方面）と接続する「磯部・中野谷線」（乗合タクシー¹）の2路線が乗り入れており、どちらも磯部駅及び恵みの湯（市営日帰り温泉施設）を経由している。

なお、磯部駅西側の「磯部・中野谷線」の区間は、フリー乗降区間²となっている。

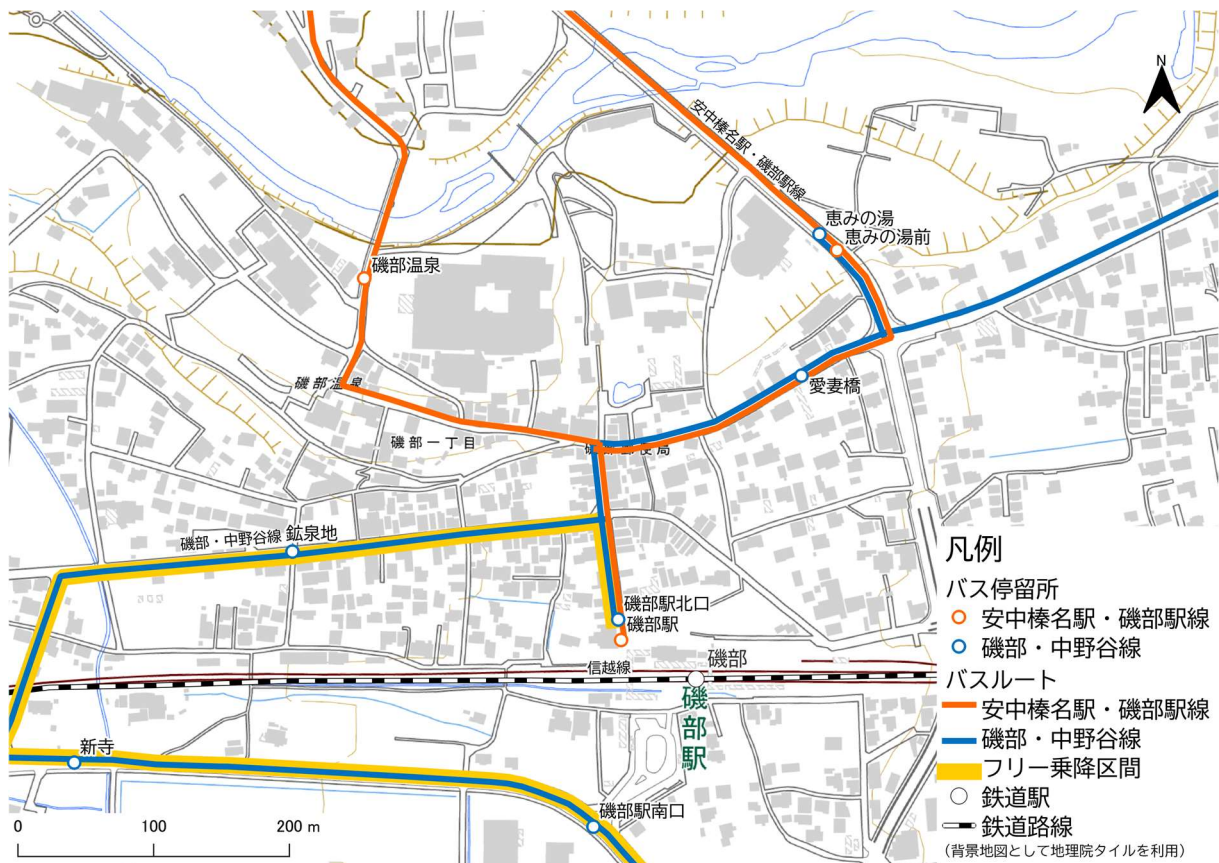


図 18 路線バス・乗合タクシーの運行状況

資料：国土数値情報（R4 バス停留所、R4 バスルート）、安中市資料をもとに作成

¹ 乗合タクシー：午前は定時定路線型で運行、午後はデマンド型で運行する路線。

² フリー乗降区間：停留所以外でも路線上であれば、自由に乗降できる区間。

(2) 地区内を運行するバス・乗合タクシーの乗車人員

「安中榛名駅・磯部駅線」(路線バス)の乗車人員は概ね12,000人/年で横ばいだったが、新型コロナウイルスの流行後に大きく落ち込み、2020年(令和2年)には9,304人/年まで減少した。

その後は回復傾向にあるものの、2022年(令和4年)は10,317人/年と以前の水準には達していない。

一方、「磯部・中野谷線」(乗合タクシー)の乗車人員は減少傾向にあり、2017年(平成29年)以降は2,000人/年を下回っていたが、近年は回復傾向にあり、2022年(令和4年)は2,157人/年とコロナ禍前の水準を上回っている。特に、午後のデマンド利用が増加している。

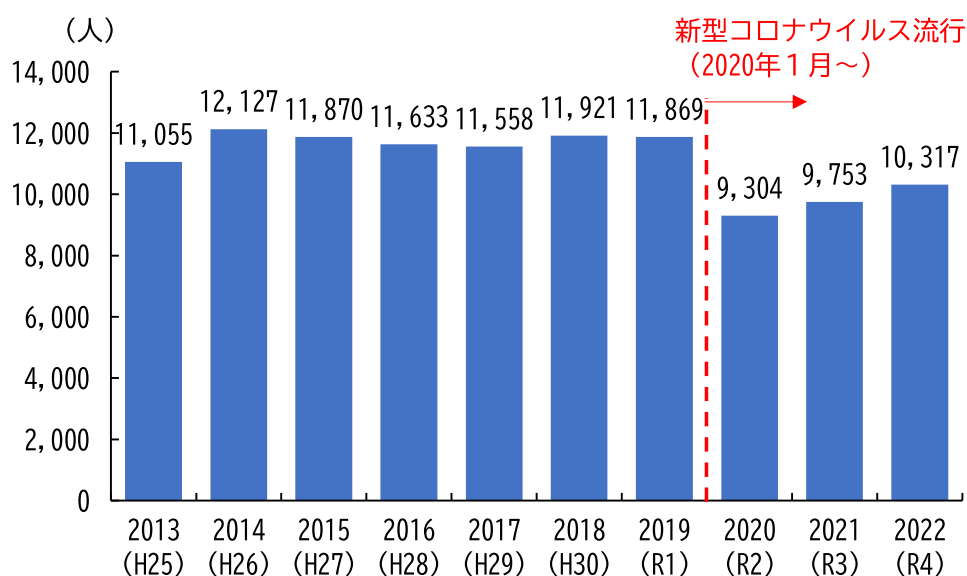


図 19 安中榛名駅・磯部駅線(路線バス)の乗車人員の推移

資料：安中市資料をもとに作成

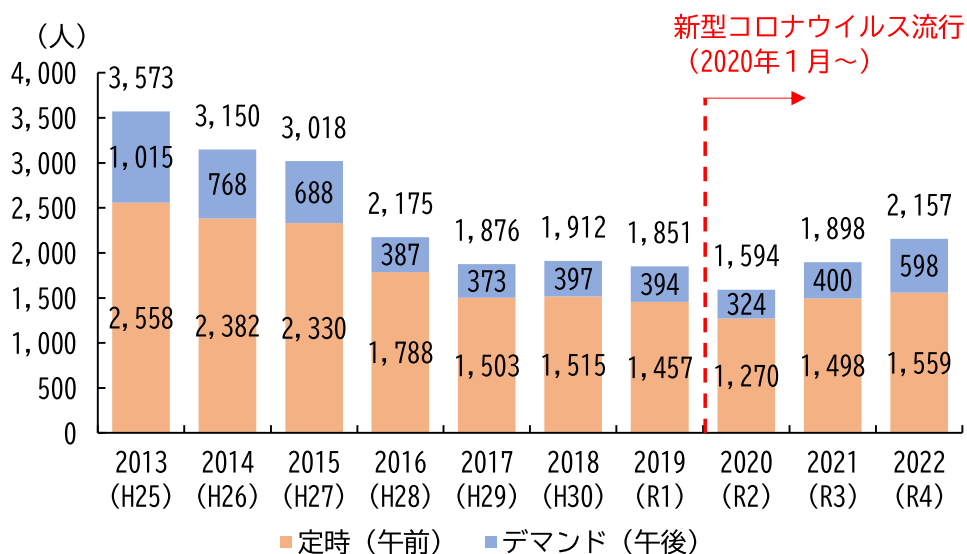


図 20 磯部・中野谷線(乗合タクシー)の乗車人員の推移

資料：安中市資料をもとに作成

4) 自転車

磯部駅には、市営の駐輪場が3箇所設置されている（駅の北側に2箇所、駅の南側に1箇所）。

これらにおける自転車の駐輪台数の推移（3箇所合計）をみると、新型コロナウイルスの流行後にやや落ち込んでいるが、概ね200台/日で横ばいに推移している。

なお、駅の改札に最も近い「磯部駅第2駐輪場」を利用するためには、温泉街とつながる磯部停車場線（県道）を通行する必要がある。通勤・通学の時間帯は需要が集中し、自動車、自転車、歩行者が錯綜することも考えられるため、温泉街～駅（駐輪場）における安全確保（通行空間の区分等）が求められる。

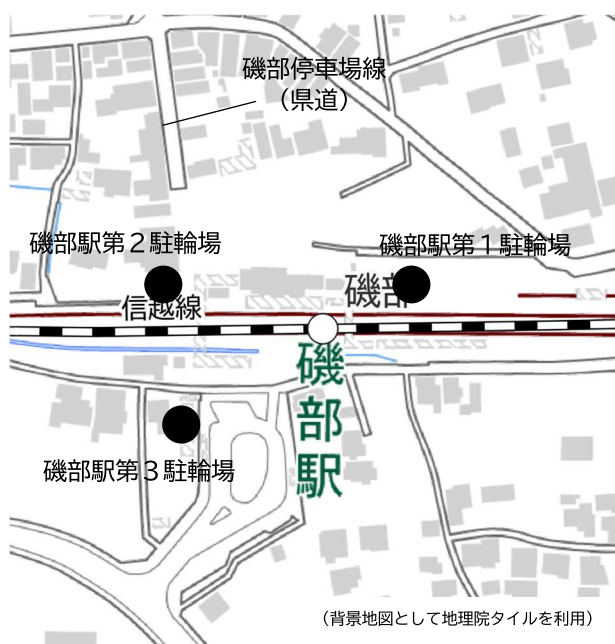


図 2 1 磯部駅の駐輪場の位置

資料：安中市ウェブサイトをもとに作成

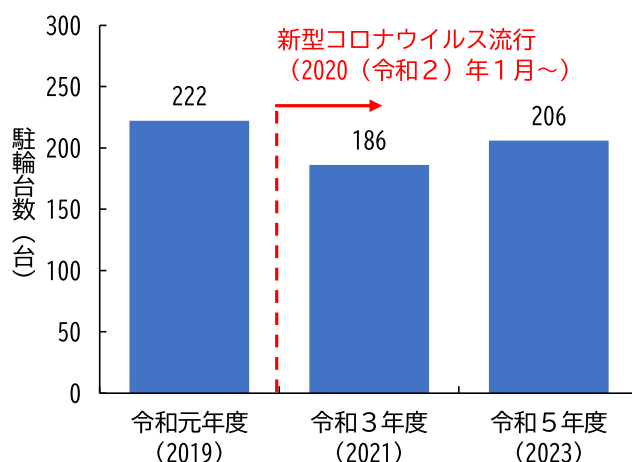


図 2 2 磯部駅の駐輪場における自転車の駐輪台数の推移

資料：安中市資料をもとに作成

※磯部駅第1駐輪場、磯部駅第2駐輪場、磯部駅第3駐輪場の駐輪台数の合計値。
※市職員が実際にカウントした台数（2年に1度調査を実施）。

5.1.4 道路

1) 地区内の道路網

磯部温泉地区内には、4本の県道が通っており、いずれも幅員は概ね6m以上確保されている。一方、市道については、幅員4m未満の狭い道路が多い。

歩道については、県道の一部区間で整備されているものの、地区内は歩道が整備されている道路が少ない。

また、道路と側溝の間に段差がある区間や、急勾配の坂道となっている区間など、歩道の有無以外にも道路を通行する上でのバリアが存在している。

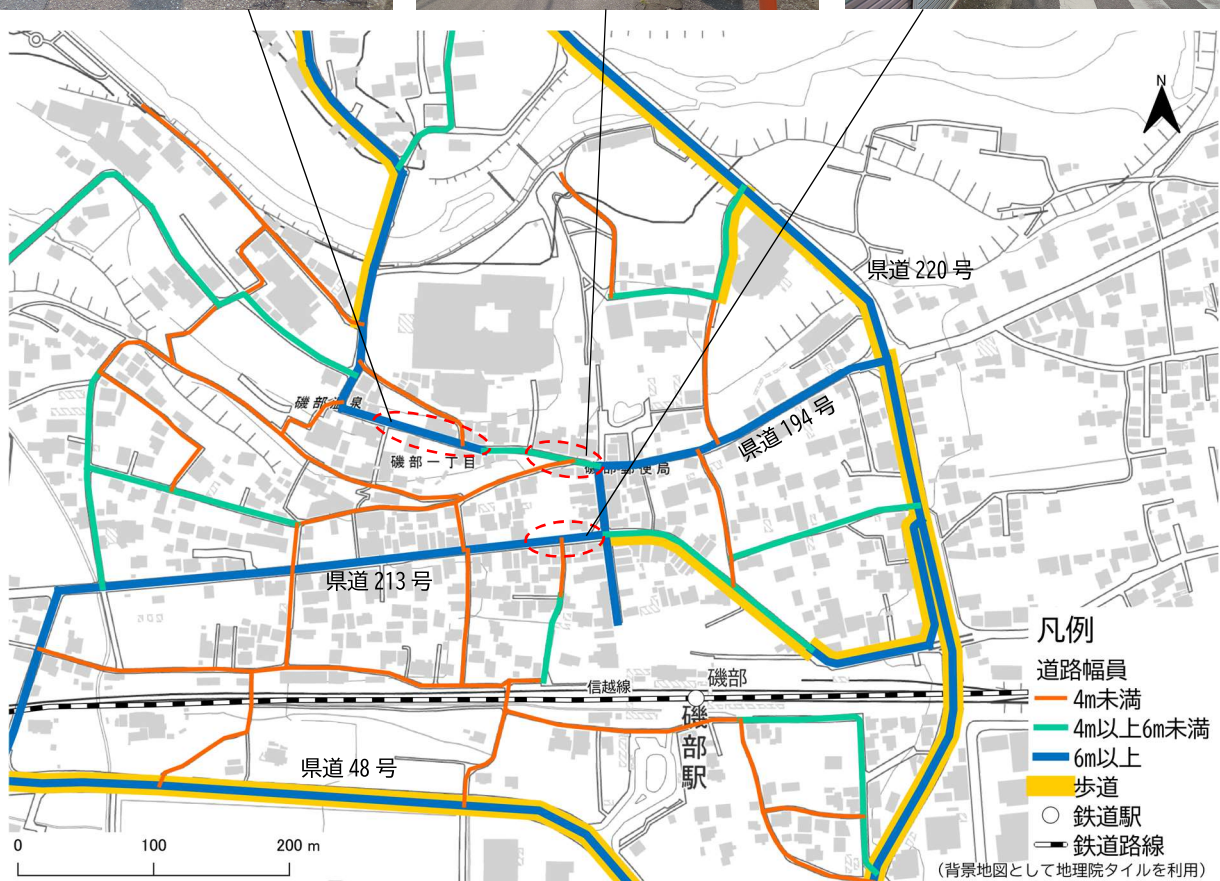


図 23 道路の状況

資料：安中オンラインマップ（道路台帳マップ）、現地調査結果をもとに作成

※それぞれおおよその幅員について表示。県道の幅員や歩道の位置については、別途地図上で計測・確認。

2) 地区内の都市計画道路

磯部温泉地区内の都市計画道路については、県道 220 号の区間は整備済みとなっているが、県道 213 号等ほかの区間は未整備区間となっている。



図 2 4 磯部温泉地区の都市計画道路の状況

資料：安中オンラインマップ（都市計画マップ）

5.1.5 まちづくり動向

1) 施設の立地状況

磯部温泉地区には、観光資源、旅館、商店など来訪者向けの施設が多く立地しているが、集会所、医療機関、福祉施設、郵便局、銀行など地域住民が利用する施設も立地している。

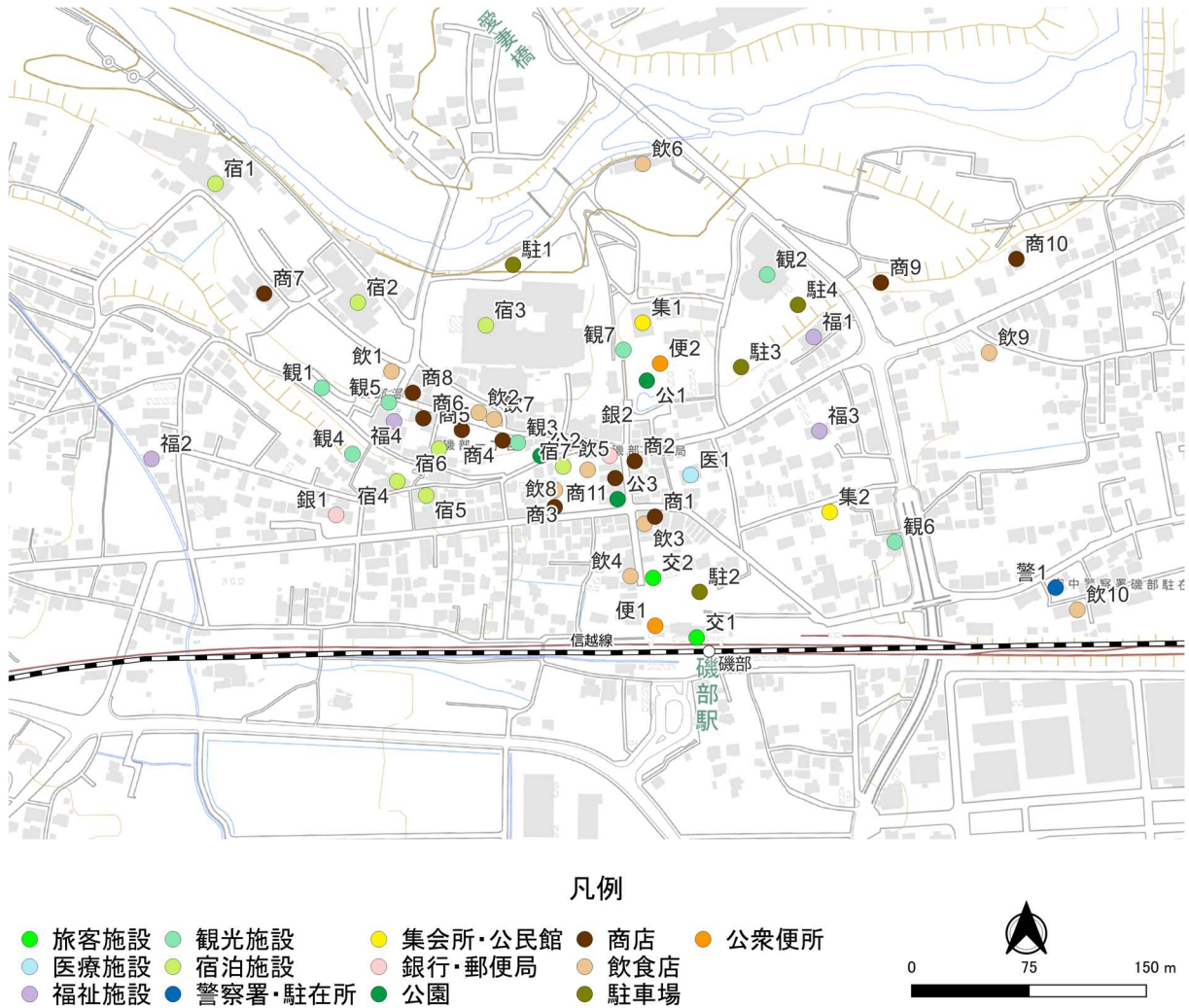


図 25 磯部温泉地区の施設の分布状況

資料：国土数値情報、磯部温泉公式ホームページをもとに作成

表 7 磯部温泉地区の施設の一覧 1/2

	施設区分	記号	施設名
1	公共交通	交1	信越本線 磯部駅
2		交2	高崎駅構内タクシー磯部営業所
3	医療施設	医1	城田医院
4	福祉施設	福1	デイサービスセンターみなと
5		福2	居宅介護支援事業所昂(すばる)
6		福3	小規模多機能の家 吉ヶ谷磯部支所
7		福4	デイサービス みかん色 安中
8	観光施設	観1	ISOBEガラス工房
9		観2	恵みの湯
10		観3	旅館案内所
11		観4	磯部温泉薬師堂
12		観5	磯部温泉足湯
13		観6	信照寺
14		観7	赤城神社
15	宿泊施設	宿1	せせらぎの湯 桜や作右衛門
16		宿2	磯部温泉 雀のお宿 磯部館
17		宿3	磯部ガーデン
18		宿4	旭館
19		宿5	見晴館
20		宿6	小島屋旅館
21		宿7	旅邸 一人十色
22	警察署・駐在所	警1	安中警察署 磯部駐在所
23	集会所・公民館	集1	磯部温泉会館
24		集2	赤城公会堂
25	銀行・郵便局	銀1	群馬県信用組合 磯部支店ATM
26		銀2	磯部郵便局
27	公園	公1	磯部公園
28		公2	展望公園
29		公3	ポケットパーク

表 8 磯部温泉地区の施設の一覧 2/2

	施設区分	記号	施設名
30	商店	商1	多胡洋品店
31		商2	金鳳堂
32		商3	高野酒店
33		商4	栄泉堂
34		商5	松風堂
35		商6	名月堂
36		商7	大手製菓
37		商8	梅泉堂
38		商9	あいさい直売所
39		商10	お菓子のゆもと
40		商11	八百栄磯部店
41	飲食店	飲1	西洋亭
42		飲2	居酒屋せりな
43		飲3	HOME BASE DRINK STATION
44		飲4	いまい食堂
45		飲5	ヒトリトイロカフェ
46		飲6	磯部築
47		飲7	バー&スナックTEN
48		飲8	TARTANS CAKE STAND
49		飲9	居酒屋さんぽう
50		飲10	Bistro Gorilla
51	駐車場	駐1	安中市観光機構駐車場
52		駐2	Parking in 磯部駅構内駐車場
53		駐3	大手有料駐車場
54		駐4	恵みの湯駐車場
55	公衆便所	便1	磯部駅前トイレ
56		便2	磯部公園トイレ

2) 観光への取り組み

(1) 磯部温泉の観光入込客数

磯部温泉の観光入込客数は、2015年（平成27年）の204,000人／年をピークに減少傾向にある。特に新型コロナウイルスが流行後は大きく落ち込み、2020年（令和2年）は65,000人／年と前年の半数以下まで減少している。最新値の2021年（令和3年）は42,000人／年となっており、さらに減少している。

なお、参考に群馬県内の観光温泉地である草津温泉の観光入込客数をみると、2015年から2016年の落ち込みは見られない。

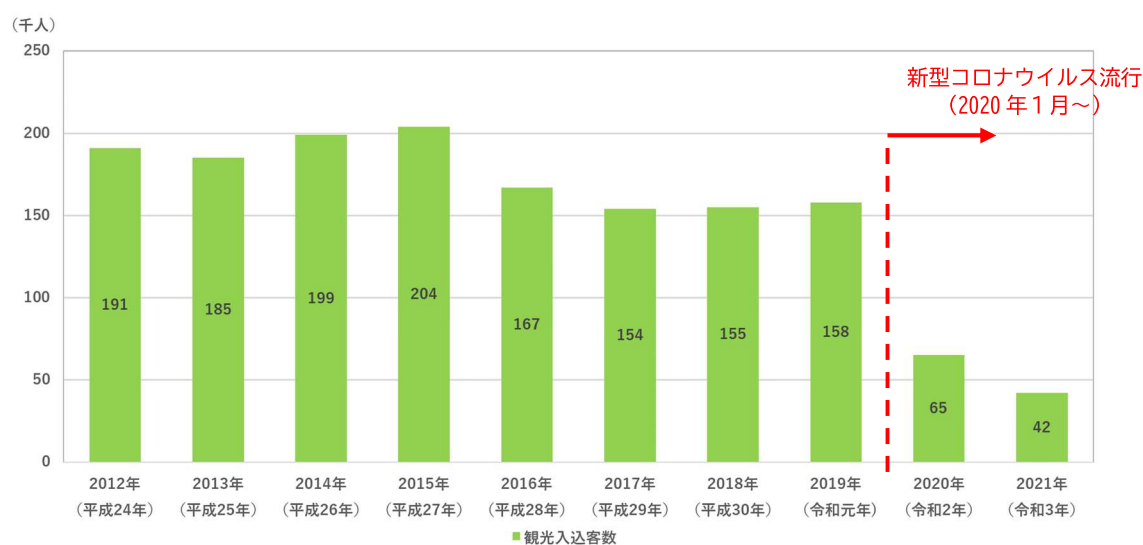


図 26 磯部温泉の観光入込客数の推移

資料：群馬県「観光入込客統計調査報告書」（各年）をもとに作成

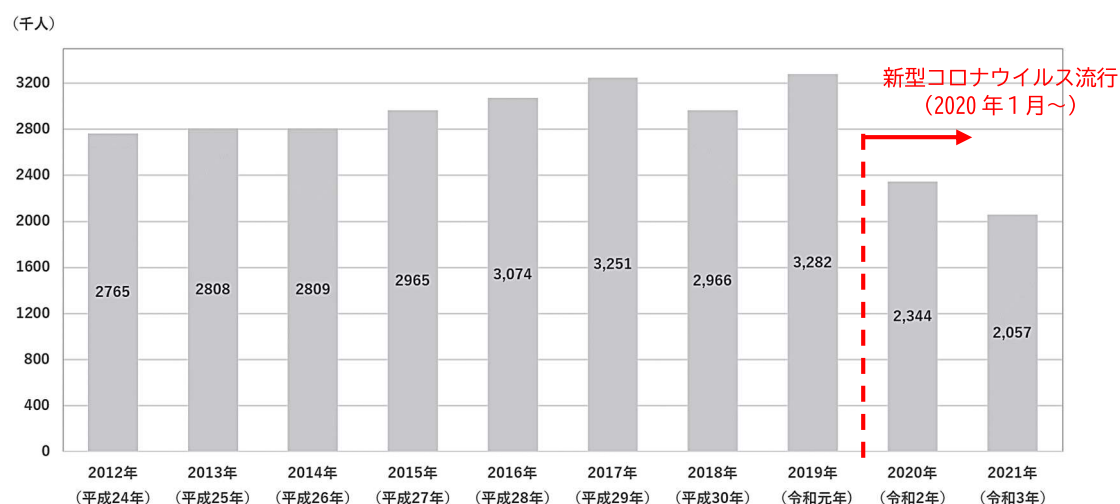


図 27 草津温泉の観光入込客数の推移

資料：群馬県「観光入込客統計調査報告書」（各年）をもとに作成

(2)インバウンドの誘客

観光庁では、インバウンドの本格的な回復を図ることを目的として、特別な体験コンテンツ・イベント等の創出等を支援する「観光再始動事業」を実施し、支援対象のひとつとして(一社)安中市観光機構の「日本一の紅葉を楽しむ「碓氷峠登山鉄道アトラクション」及び「東軽井沢温泉」の高付加価値化プログラム造成事業」が選定された。

本事業では、市内の碓氷峠鉄道文化遺産(国重要文化財)、温泉マーク発祥・磯部温泉、東日本一の秋間梅林を活用し、隣町の軽井沢と一体となって台湾からのインバウンドを誘客するとしている。

磯部温泉においては、ほぐす温泉(共同浴場足湯)、たべる温泉(鉱泉豆腐)、はいる温泉(鉱泉)の3つの温泉文化を学ぶ「温泉文化体験」を実装することとしている。

日本一の紅葉を楽しむ「碓氷峠登山鉄道アトラクション」及び「東軽井沢温泉」の高付加価値化プログラム造成事業		【様式4】	
(実施主体名:一般社団法人安中市観光機構)		【群馬県安中市】	
		総事業費:12,000千円 (支援見込額:11,000千円)	
事業の概要	軽井沢町に隣接する安中市は、唱歌「もみじ」の題材になった碓氷峠にある国重要文化財を含む鉄道文化遺産と、温泉マーク発祥の磯部温泉を軸に、台湾から年間1000名を誘客。本事業にて、雄大に広がる紅葉の中で、日本一の急勾配を上る登山鉄道体験EF63号+脱炭素型EVモビリティ+スペシャル文化財ガイドプログラムを「碓氷峠登山鉄道文化財回遊体験」として実装。更に、碓氷峠の文化財「旧熊野平駅」にあるトンネルをシアター化し、台湾と日本の共通文化である「活弁士」による無声映画を通して、近代文化の発展とともに進化してきた映画の歴史を体感する。宿泊は、歴史ある温泉街のない軽井沢の魅力向上策として温泉マーク発祥の磯部温泉街で温泉文化を学ぶ「温泉文化体験」実装。台湾からの軽井沢と一体的な観光誘客を実現し、滞在時間と消費拡張を実現する。	申請	
実施体制	(一社)安中市観光機構、安中市、磯部温泉組合、東日本旅客鉄道株式会社高崎支社、(一財)碓氷峠交流記念財団、群馬大学次世代モビリティ社会実装研究センター	国・地方公共団体等所管事業 (3千名以上or高付加価値化)	
活用する資源	碓氷峠鉄道文化遺産(国重要文化財)、温泉マーク発祥・磯部温泉、東日本一の秋間梅林	民間企業等支援事業 (3千名以上)	
体験コンテンツ・イベント等の内容	客単価:4.5万円/人(1泊2日:東軽井沢「紅葉登山鉄道・温泉文化体験」プレミアムツアー) ①日本一の紅葉・碓氷峠を満喫!登山鉄道乗車・回遊体験:10,000円(10%保全活動寄附) ②碓氷峠トンネル活弁シアター:8,000円 ③温泉マーク発祥・東軽井沢温泉リゾートプラン(磯部鉱泉+温泉文化遺産体験):22,000円 ※3つの温泉文化:ほぐす温泉(共同浴場足湯)、たべる温泉(鉱泉豆腐)、はいる温泉(鉱泉) ④東日本一の秋間梅(35000本/50ha)梅づくしギフトセット:5,000円(梅は台湾の国花)	民間企業等支援事業 (高付加価値化)	1
インバウンド誘客・消費拡大効果	※誘客効果=インバウンド誘客見込み数(人)×想定客単価(円)/希望支援額(円)を必ず記載してください。 0.41=100人×4.5万円/1,100万円		
特別性(新規性も含めて記述)	本事業で造成する、これ迄に存在しなかった「特別」な明治の国重要文化財を活用した体験コンテンツ ●碓氷峠登山鉄道文化財回遊体験:日本一の急勾配を上り、日本で唯一の運転体験ができる電気機関車EF63体験+普段立入禁止の国重要文化財・旧碓氷峠廃線ウォーク+EVモビリティ乗車体験 ●碓氷峠トンネル活弁シアター:台湾インバウンド観光客・東軽井沢(磯部)温泉宿泊者等を対象として国重要文化財「旧熊野平駅」トンネル内の活弁士によるプレミアム無声映画上映会		
本事業の活用必要性及び持続可能な観光への寄与	6回以上の訪日リピーターに好まれる安中エリアは、軽井沢連携ルートでインバウンド売上発生も、誘客消費の仕組み(収容人数、収益性、高付加価値化)が未完成であるため、本事業により、軽井沢の観光圏として鉄道文化遺産と磯部温泉の高付加価値化に取り組み、滞在消費を拡張させる。その際、昨年より発足した鉄道遺産保全コミュニティや、温泉文化の保護に取り組み磯部温泉組合の取り組みも全面的に活かしながら、日本が誇る鉄道・温泉の文化遺産を観光客と地域が一体となって創り上げる日本を代表する「サステナブル観光エリア」として成長・ブランド化を進める。		
主なスケジュール	7月事業開始、体験造成、販売環境整備 10月 鉄道遺産プレミアムイベント(碓氷峠登山鉄道文化財回遊体験、碓氷峠トンネル活弁シアター) 2月事業完了		
他支援事業への申請状況について	【必須設問】インバウンドコンテンツ造成支援事業(1次公募)に「未申請」		

図 28 事業の概要

資料:安中市観光機構資料

5.1.6 市の上位計画における位置づけ

1) 安中市都市計画マスタープラン（平成27年3月）

安中市都市計画マスタープラン（平成27年3月）の地域別構想「原市・磯部地域」から、磯部温泉地区に関わる記述を整理（抜粋）した。

2) 地域の将来像とまちづくりの方向性

(1) まちづくりの目標

～誰もがまちに出て生き活きと働き、安心して暮らし続けるまち～

(2) まちづくりの基本方針

<磯部温泉街の広域観光交流ゾーンとしての環境整備、景観形成>

鉱泉橋付近の碓氷川の環境・景観の保全、温泉街の風情ある街並みの保全・整序、磯部駅北口へのアクセス道路や駐車場整備などにより、滞在・宿泊のできる観光地としての環境を整え、他都市・他地域とも連携した広域観光交流ゾーンの形成を図ります。

<地域生活拠点の市街地と周辺田園集落地の連絡機能の確保・強化>

地域社会の高齢化に対応して、磯部駅周辺や原市交差点周辺の地域生活拠点地区と住宅市街地・田園集落地を結ぶ生活交通については、円滑化・快適化するとともに、災害時にも避難・救援の経路が確保されるよう、河川や地形の大きな高低差、鉄道などの東西方向に連なる地域の分断要因を乗り越える道路や交通機関などの交通連絡機能の強化を図ります。

(3) 将来地域構造

<市街地エリア>

碓氷川中流部沿岸の国道18号・旧中山道の沿道と磯部駅周辺については、市街地エリアとし、計画的な市街地整備と都市的土地利用の誘導を図ります。

<地域生活拠点>

原市小学校周辺の旧中山道・国道18号の沿道と磯部駅周辺については、地域生活拠点と位置づけ、地域内各地区との交通連絡を強化しつつ、公共公益施設や地域の最寄りの商業・サービス施設などの都市機能の集積を進めます。

<広域観光交流ゾーン>

磯部駅北口から碓氷川沿岸にかけての「磯部温泉街」については、広域観光交流ゾーンと位置づけ、碓氷川の環境・景観の保全、温泉街の風情ある街並みの保全・整序、磯部駅北口へのアクセス道路や駐車場整備などにより、滞在・宿泊のできる観光地としての環境を整え、他都市・他地域とも連携した広域観光交流ゾーンの形成を図ります。

3) 地域の整備、開発及び保全の方針

(1) 土地利用の配置・誘導の方針

<観光商業地>

磯部温泉街・磯部駅北口地区については、観光商業地と位置づけ、広域観光交流の促進に向けて、宿泊機能の増進を図るとともに、幹線道路整備に合わせて、空き家・空き地を活用し、温泉街として風情のある歩行空間の整備や、日帰りや一時滞在に対応する商業・サービス機能の拡充を進めます。

(2) 市街地整備の方針

<広域観光交流ゾーンを構成する温泉街の環境整備>

磯部温泉街・磯部駅北口地区については、駅及び温泉街へのアクセス道路となる幹線道路の配置整備、碓氷川の環境・景観の保全、温泉街の風情ある街並みの保全・整序、空き地・空き家の活用などによる沿道のポケットパーク・駐車場の整備や道路空間デザインなどにより、特色ある観光交流空間を形成していきます。

(3) 道路整備の方針

<南北方向地域連絡幹線道路の整備>

「原市交差点周辺・磯部駅周辺地区」の地域生活拠点地区と周辺住宅市街地や各地区の集落地を河川や鉄道を越えて連絡する南北方向の県道などの幹線道路については、狭あい区間の拡幅、バイパス整備、交差点改良など、道路機能の拡充を促進します。

<地区幹線道路・主要生活道路の整備>

各地区の市街地・集落を連絡する地区幹線道路や地区内の生活交通が集中する主要生活道路については、交通の円滑化、交通安全性の向上に向けて、交差点改良、歩行空間の改修・拡充を進めます。

特に、広域幹線道路の整備に伴い交通状況が変化する路線、学校通学路に指定された路線、災害時の避難路・救援路となる路線の整備を促進します。

<拠点地区などの歩行空間の整備>

地域生活拠点地区の主要な公共公益施設の周辺、広域観光交流ゾーンの観光交流ルートの沿道については、歩道の重点的な整備、段差解消などのバリアフリー化を推進します。

碓氷川・九十九川の沿岸道路や広域観光交流のルートとなる幹線道路については、沿道の環境整備、景観保全と併せて、自転車・歩行者道、自転車専用レーン、自転車専用道路の整備を進め、歩行者・自転車交通のネットワーク化を図ります。

(4)公共交通体系整備の方針

<磯部駅の交通結節機能の強化・快適化>

地域の生活交通の拠点であり、広域観光交流ゾーンの入り口となる駅である磯部駅については、駅周辺の交通広場、公共的駐車場などの交通結節機能を持つ施設の整備と駅施設の改修整備、バリアフリー化を促進し、鉄道利用の利便性・快適性を向上し、鉄道利用の増進を図ります。

<鉄道と円滑に接続するバス路線・運行の検討・設定>

磯部駅と地域の市街地・集落地を効率よく連絡し、鉄道利用と円滑に接続する路線バス・乗合タクシーの路線・運行形態を検討し、総合的な公共交通体系の拡充を図ります。

(5)公園・緑地の整備の方針

<観光交流機能や地域防災機能を併せ持つ公園・緑地・広場の整備>

磯部温泉街については、空き地・空き家の活用などにより、温泉街の風情を演出し観光交流の場となるポケットパーク・広場の整備を促進するとともに「磯部公園」の更新整備を進めます。

また、公園・緑地・広場の整備については、災害時の避難などの経路確保が困難な地区や、震災時に延焼危険のある地区などで、避難場所や資機材の備蓄倉庫などの地域防災の機能を有する多目的な施設の整備を推進します。

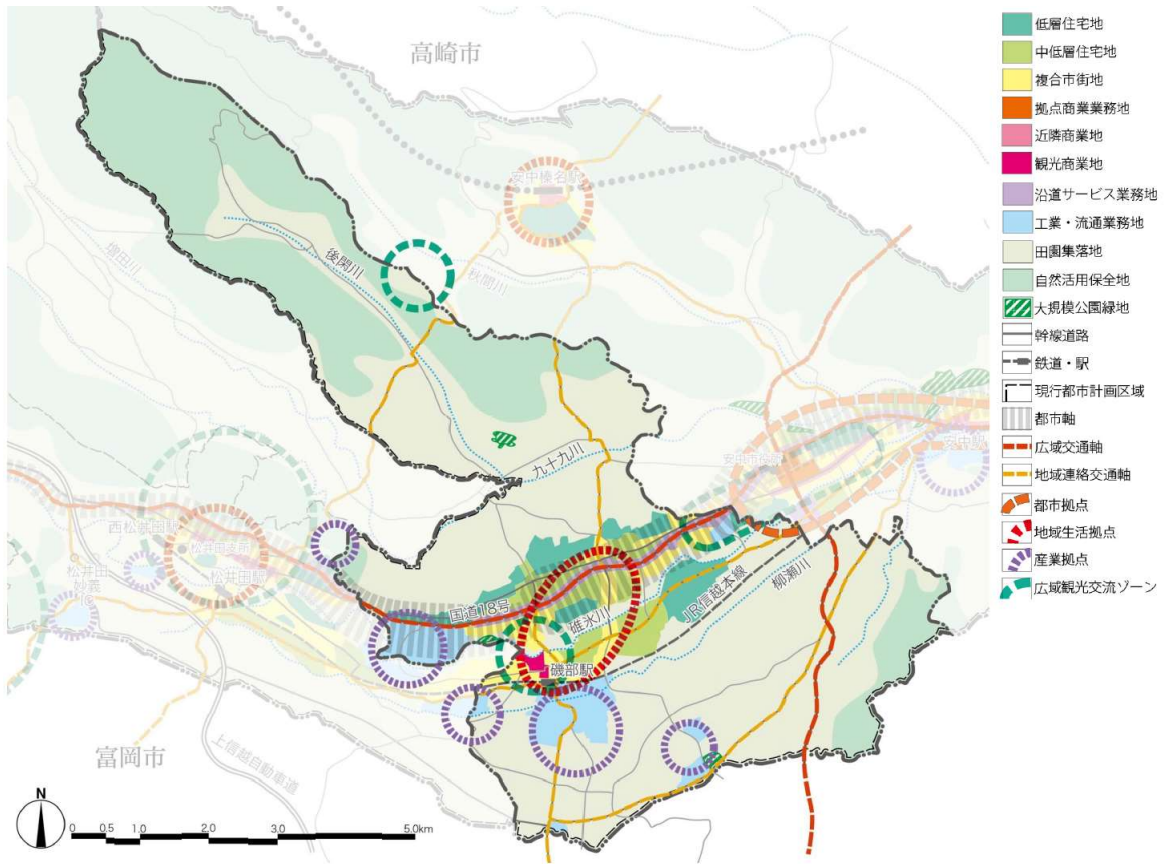


図 29 「原市・磯部地域」の地域整備構想

資料：安中市「安中市都市計画マスタープラン」（令和 27 年 3 月）

5.2 バリアフリーに関わるニーズの把握

5.2.1 まち歩き点検

磯部温泉地区において、まち歩き点検及び意見交換会を実施した。実施概要と結果概要は以下の通り（詳細は資料編を参照）。

1) まち歩き点検の実施概要

(1) 目的

磯部温泉地区における移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想の策定にあたり、障害となっている場所、課題やバリアフリーに関わるニーズを把握するため、高齢者、障害当事者、関係者等とまち歩き点検を実施した。

その後、まち歩き点検の結果を踏まえて意見交換会を実施した。

(2) 実施日時

令和5年11月13日（月） 13:00～16:00

(3) 点検場所

磯部駅周辺及び磯部温泉街

(4) 実施方法

まち歩き点検は、磯部駅から磯部温泉街周辺の地区で実施した。なお、対象範囲が広く、参加者数も多かったため、2班（A班、B班）に分かれて実施した。

意見交換会は、まち歩き点検の実施後に磯部温泉会館で実施した。

(5) タイムスケジュール

まち歩き点検当日のタイムスケジュールは以下の通り。

表 9 まち歩き点検のタイムスケジュール

時間	内容	場所
13:00	参加者集合、開会	安中市観光機構 駐車場
13:00～13:15	まち歩き点検の全体説明	
13:15～14:50	まち歩き点検の実施（A班）	磯部駅周辺及び 磯部温泉街
13:20～14:45	まち歩き点検の実施（B班）	
14:45～15:00	休憩	磯部温泉会館
15:00～16:00	意見交換会	
16:00	閉会	

(6)参加者

まち歩き点検の参加者は以下の通り。

表 10 まち歩き点検の参加者

参加者の属性	人数
車椅子利用者	3名
聴覚障害者	2名
視覚障害者	1名
高齢者	1名
ベビーカー利用者	1名
外国人居住者	1名
介助員	5名
地元関係者	6名
協議会委員	11名
事務局（学識経験者、安中市、国土交通省、コンサルタント）	10名
計	41名

(7)点検ルート

まち歩き点検は、東側を点検するA班と、西側を点検するB班に分かれて実施した（温泉街や磯部駅等、一部は共通で点検）。どちらも安中市観光機構駐車場からスタートし、磯部温泉会館をゴールとした。

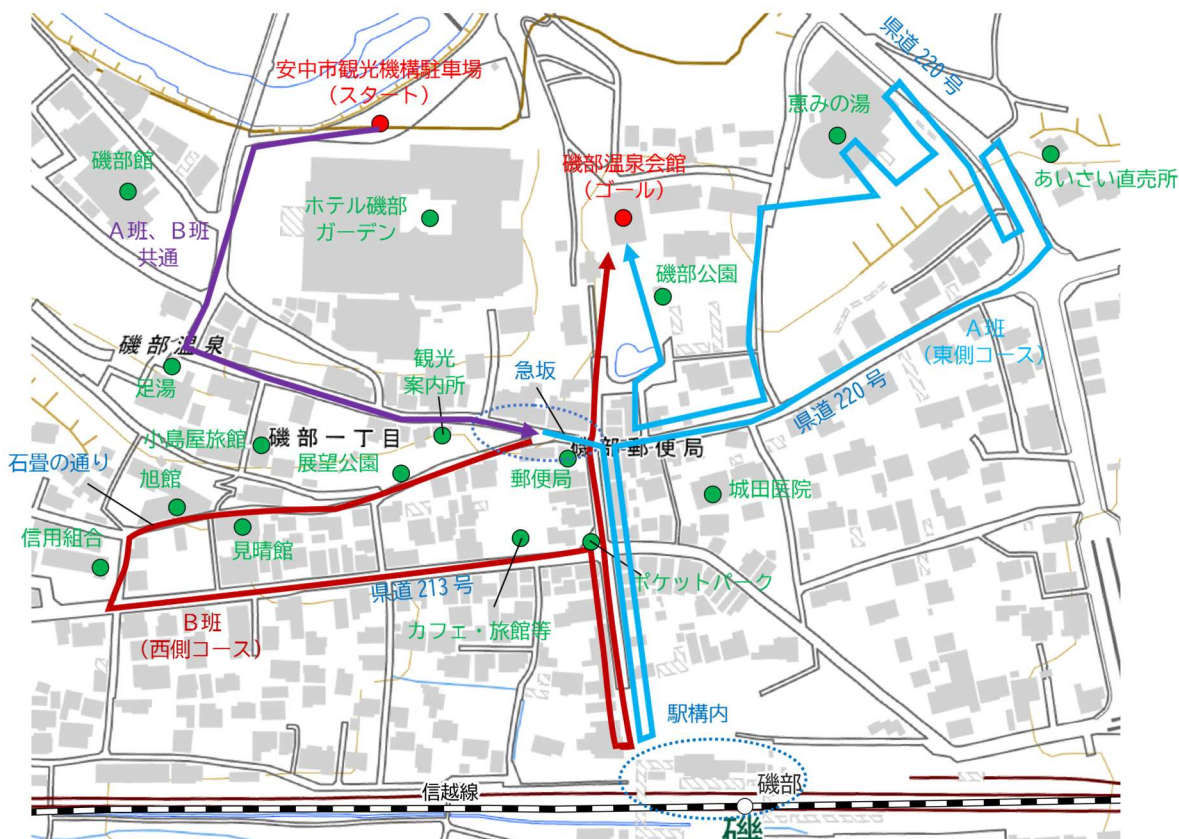


図 30 まち歩き点検の点検ルート

2) まち歩き点検の結果概要

まち歩き点検の結果概要は以下の通り。

安中市観光機構駐車場

- ・駐車場内に駐車位置を示す白線がない。
- ・駐車場出入口の坂が狭い。歩行空間の区分けがなく危険。
- ・駐車場出入口とホテル磯部ガーデンの駐車場の出入口が近く、危険。

磯部公園

- ・トイレについて、ユニバーサルシート等の設備が不十分。

全体

- 案内
 - ・案内表示が外国語表記されていない。
 - ・案内についての表記が分かりにくい、見えにくい。
- 道路
 - ・側溝と道路の段差が危険。
 - ・粗い目のグレーチングを細めのグレーチングに交換すべき。

幹 148 号線（市道） 駐車場～足湯

- ・歩道が一部しか設置されていない。
- ・歩道上にバス停看板が設置されている箇所は、残りの通行スペースが狭くて通行しにくい。
- ・道路と歩道との段差が高い。
- ・歩道がない区間は、歩行空間が狭い。

幹 148 号線（市道） 足湯～郵便局

- ・道路の舗装について、中央は高く、端は低い
- ・道路の端に段差や勾配があるため歩きにくい。
- ・道路の坂が厳しい。
- ・沿道のお土産店の出入口に段差があり、車椅子等では入れない。
- ・歩行空間が狭い。

磯部停車場・妙義山線（県道）

- ・歩行空間が狭い。

磯部停車場線（県道）

- ・歩行空間が狭い。
- ・路側帯の白線が薄くなり、途切れていて危険。

磯部駅

- ホーム
 - ・上下のホームをつなぐ、エレベーターやエスカレーターがない。
 - ・「ステッピングカー」の情報が利用者に伝わっていない。
 - ・電光掲示板等の聴覚障害者への対応がない。
- 構内トイレ
 - ・バリアフリー対応ではない。
- 改札外トイレ
 - ・オストメイト設備やユニバーサルシート等の設備が不十分。
 - ・トイレの前まで点字ブロックが設置されているが、トイレの前に案内がなく、行き止まりになっている*。
 - ・点字ブロックと自由通路の距離が近い*ため、点字ブロックの上を歩くと、自由通路の鉄骨にぶつかりそうになる*。
- 自由通路
 - ・駅の南北をつなぐ、エレベーターやエスカレーターがない。
- 駅前広場
 - ・誘導ブロックを設置すべき箇所でも、すべて警告ブロックを使用している。



図 31 まち歩き点検の結果概要

*厳密には、自由通路付近及びトイレ前の点字ブロックは自由通路への衝突防止用の警告ブロックであり、その上を歩くことは想定されていない。つまり、トイレへの誘導ブロックは設置されていないこととなる。

5.2.2 市民の意見（既存の住民アンケート結果）

既存の住民アンケート結果を基に、バリアフリーに関わる市民の意見を整理した。

1) 第2次 安中市総合計画（後期基本計画）策定のための市民アンケート調査

(1) 安中市の5年後の姿について

安中市の5年後の姿については、「高齢者や障がい者にやさしく、誰もが地域で暮らし続けられるまち（福祉）」（47.3%）が全体で2番目に高くなっており、市民の福祉施策への関心が高いことが伺える。

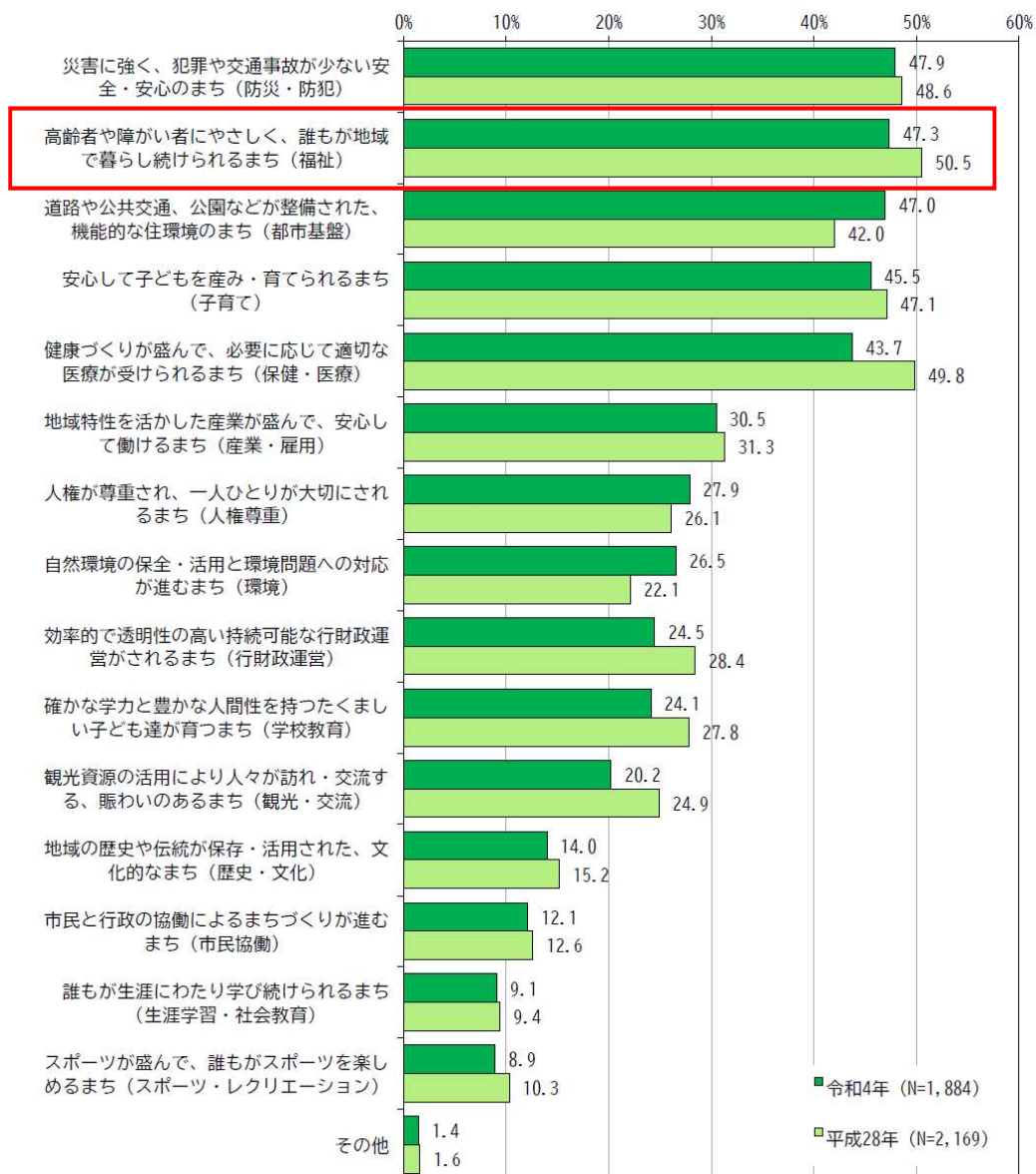


図 3 2 安中市の5年後の姿

資料：安中市「第2次 安中市総合計画（後期基本計画）策定のための市民アンケート調査報告書」（令和4年6月）

2) 安中市障害福祉に関するアンケート調査

(1) 障害者調査

A. 外出するときに困ることや不便に思うこと

外出の際に困ること、不便に思うことについては、「困ったときにどうすればいいか心配」(24,7%)が全体で2番目に高くなっており、ソフト面のバリアフリー対応が求められている。

また、「トイレ」(18.4%)、「建物・駅などの階段」(15.3%)、「道路の段差」(15.1%)といったハード面の問題も続いて上位に位置している。

表 11 外出するときに困ることや不便に思うこと

%	全体 (計:478)	身体障害者 (計:257)	知的障害者 (計:112)	精神障害者 (計:156)
公共交通機関が少ない(ない)	29.1	26.5	20.5	38.5
困ったときにどうすればいいか心配	24.7	18.7	25.0	34.6
トイレ	18.4	22.2	17.9	14.1
建物・駅などの階段	15.3	21.8	11.6	8.3
道路の段差	15.1	23.3	7.1	9.6
外出にお金がかかる	14.9	11.3	5.4	25.6
発作など突然の身体の変化が心配	13.0	11.3	6.3	20.5
障害者用の駐車場が少ない(ない)	12.8	17.1	9.8	10.3
周囲の目が気になる	11.7	5.1	15.2	21.8
電車・バスなどへの乗車が困難	8.8	9.7	6.3	6.4
エレベーターやエスカレーターがない	7.7	11.3	4.5	3.8
歩道橋	5.0	7.8	0.9	2.6
標識や表示がわかりにくい	4.6	3.1	6.3	7.1
介助者が確保できない	4.6	4.7	4.5	2.6
信号が早く変わりすぎる	4.2	5.4	2.7	4.5
放置自転車や看板などの障害物	1.7	2.7	0.0	0.6
改札口が狭い	1.5	1.6	0.9	1.9
点字ブロックがない	0.2	0.4	0.0	0.0
特になし	20.1	21.0	22.3	16.0
その他	3.1	3.1	0.9	4.5
無回答	10.0	10.5	13.4	5.8

資料：安中市「安中市障害福祉に関するアンケート調査報告書」(平成 29 年 12 月)

B. 安中市が特に力を入れるべきこと

障害福祉を充実させるために、安中市が特に力を入れていく必要があることについては、「障害や障害がある人への理解を促進するための普及・啓発」(34.1%)が全体で2番目に高くなっており、心のバリアフリーへの取り組みが重要であることが伺える。

なお、「道路や建物などの段差を解消するなど安全で快適な街づくりの推進」(20.1%)は全体で8番目に高い。

表 12 安中市が特に力を入れるべきこと

	全体 (計:478)	身体障害者 (計:257)	知的障害者 (計:112)	精神障害者 (計:156)
相談窓口や情報提供の充実	35.8	32.3	26.8	46.8
障害や障害のある人への理解を促進するための普及・啓発	34.1	31.9	34.8	39.1
健康管理、医療、リハビリテーションなど保健・医療の充実(医療費の軽減、障害の早期予防)	32.2	33.1	27.7	34.0
災害などの非常時の情報提供・避難体制の整備	24.1	26.5	23.2	22.4
就労に向けた支援の充実と雇用の促進	23.2	18.7	24.1	28.8
外出支援の充実や交通機関などの整備(移動手段の確保)	21.3	22.2	22.3	21.2
差別の解消や権利擁護の推進(障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止)	21.3	17.1	25.9	28.2
道路や建物などの段差を解消するなど安全で快適な街づくりの推進	20.1	26.1	11.6	14.1
市内企業、公共機関の障害者雇用の促進	19.7	17.5	24.1	25.0
安心して住める住宅の整備(住宅のバリアフリー化、障害者に適した市営住宅の確保)	19.2	22.6	11.6	20.5
障害の早期発見・早期療育体制の充実	18.4	15.2	25.0	21.8
グループホームなど地域で生活する住まいの場の充実	17.8	16.7	23.2	22.4
障害の状況に応じた適切な保育、教育の充実	17.2	12.8	27.7	15.4
ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実	14.9	16.7	14.3	16.0
当事者や家族へのカウンセリングの充実	14.0	11.7	14.3	17.9
生活訓練や一時預かりなど福祉サービスの充実(日中活動の場の提供)	13.2	12.5	15.2	11.5
入所施設や病院から地域生活への移行の推進	10.9	11.7	10.7	10.9
スポーツやレクリエーション、文化活動などの社会参加活動の推進	10.5	10.1	16.1	12.8
コミュニケーション支援の充実(手話通訳、要約筆記者の派遣など)	7.3	5.8	8.0	7.7
ピアカウンセリングの充実	4.6	3.1	2.7	9.6
特になし	8.4	8.6	8.9	8.3
その他	2.5	0.8	2.7	4.5
無回答	15.5	17.1	17.9	9.6

資料：安中市「安中市障害福祉に関するアンケート調査報告書」(平成 29 年 12 月)

(2) 市民調査

A. 障害者に特に必要な福祉政策

障害のある人にとって特に必要な福祉政策について、「道路や交通機関などのバリアフリーのまちづくりの推進」(42.2%)は6番目とやや上位に位置している。

一方、「障害のある人とない人の交流・相互理解の促進」(29.4%)は下位に位置しており、ソフト面のバリアフリーについての意識はあまり高くない。

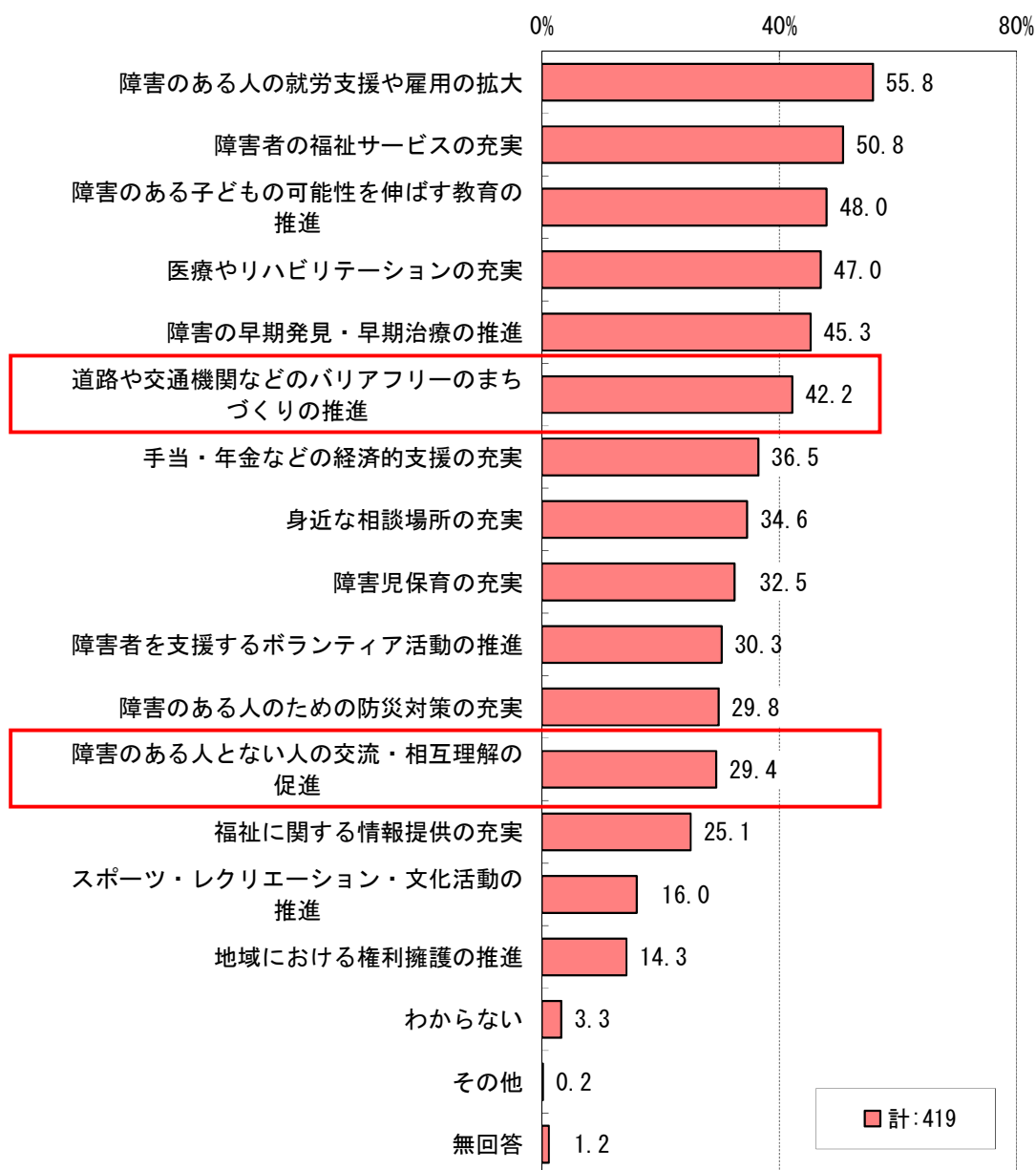


図 33 障害者に特に必要な福祉政策

資料：安中市「安中市障害福祉に関するアンケート調査報告書」(平成 29 年 12 月)

6. 課題の整理

移動等円滑化の観点から磯部温泉地区の現状・問題点を整理するとともに、上位関連計画のうちバリアフリー基本構想等を検討する際に留意すべき事項を整理した。

さらに、まち歩き点検の結果、市民の意見（既存アンケート結果）も踏まえ、磯部温泉地区における移動等円滑化に関わる課題を整理した。

5.1 磯部温泉地区の現況・問題点

項目	現況・問題点
都市の特性	・磯部温泉街では、温泉旅館、温泉・観光関連施設が立地し、地域生活サービス機能を有する商店街と一体の観光商業地を形成。
人口等	・磯部温泉地区を含む磯部1丁目の人口、世帯数は一貫して減少傾向。 ・2020年（令和2年）の人口は609人、世帯数は285世帯。 ・0～14歳、15～64歳、65歳以上のいずれの人口も減少。 ・2020年（令和2年）の高齢化率は47.9%。
公共交通	・JR磯部駅の乗車人員は新型コロナウイルスの流行後に大きく減少。その後は回復傾向にあるものの、以前の水準には達していない。 ・駅のバリアフリートイレは改札外のみで、車椅子利用者への対応のみ。 ・駅の南北間やホーム間の連絡について、エレベーター等が設置されていない。 ・駅のホームには、ホームドアが整備されていない。 ・地区内には「安中榛名駅・磯部駅線」（路線バス）と「磯部駅・中野谷線」（乗合タクシー）の2路線が乗り入れ、どちらもJR磯部駅及び恵みの湯を経由。 ・JR磯部駅西側の「磯部駅・中野谷線」の区間は、フリー乗降区間。 ・「安中榛名駅・磯部駅線」（路線バス）の乗車人員はコロナ禍前の水準に達していないが、「磯部駅・中野谷線」（乗合タクシー）はコロナ禍前の水準以上に回復。 ・駐輪場の需要集中に伴う自動車、自転車、歩行者の錯綜の可能性（安全確保が必要）。
道路	・地区内の県道は、いずれも幅員は概ね6m以上確保されているが、市道については、幅員4m未満の狭い道路が多い。 ・地区内は歩道が整備されている道路が少ない。 ・道路と側溝の間に段差がある区間や、急勾配の坂道となっている区間など、歩道の有無以外にも道路を通行する上でのバリアが存在。 ・地区内の都市計画道路は、県道220号の区間は整備済みとなっているが、県道213号等ほかの区間は未整備区間。
まちづくり動向	・地区には、来訪者向けの施設が多く立地しているが、地域住民が利用する施設も立地。 ・磯部温泉の観光入込客数は、2016年（平成28年）に一度落ち込み、新型コロナウイルスの流行後に再び大きく減少。 ・2021年（令和3年）の観光入込客数は42,000人/年。 ・安中市観光機構では、台湾からのインバウンド誘客事業を実施。磯部温泉においては、「温泉文化体験」を実施。
市の上位計画における位置づけ	<安中市都市計画マスタープラン> ・磯部駅周辺は「地域生活拠点」、磯部温泉街は「広域観光交流ゾーン」に位置づけ。 ・「歩行空間の整備」、「歩道のバリアフリー化推進」、「磯部駅の改修整備、バリアフリー化の促進」などが記載。

課題
<p>■来訪者の移動利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安中市を代表する観光地として、まちの活性化やインバウンドの誘致等の取り組みと連携した、バリアフリーの確保が必要 ・外国語併記や視認性の向上等による案内の改善が必要
<p>■歩行者の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磯部温泉地区周辺の道路は歩行空間が狭いため、歩行者の安全確保が必要 ・視覚障害者誘導用ブロックの改善が必要
<p>■道路のバリアへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路脇の段差について、通行時の支障とならないよう対策が必要 ・坂道における通行の負担の軽減が必要 ・道路の舗装の改善が必要
<p>■磯部駅の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磯部駅のバリアフリーの充実が必要（駅のホーム間の連絡、駅南側の利用の改善、トイレの改善等）
<p>■心のバリアフリーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困っている方への声かけや障害理解促進のための普及啓発など、心のバリアフリー（ソフト面のバリアフリー）の推進が必要

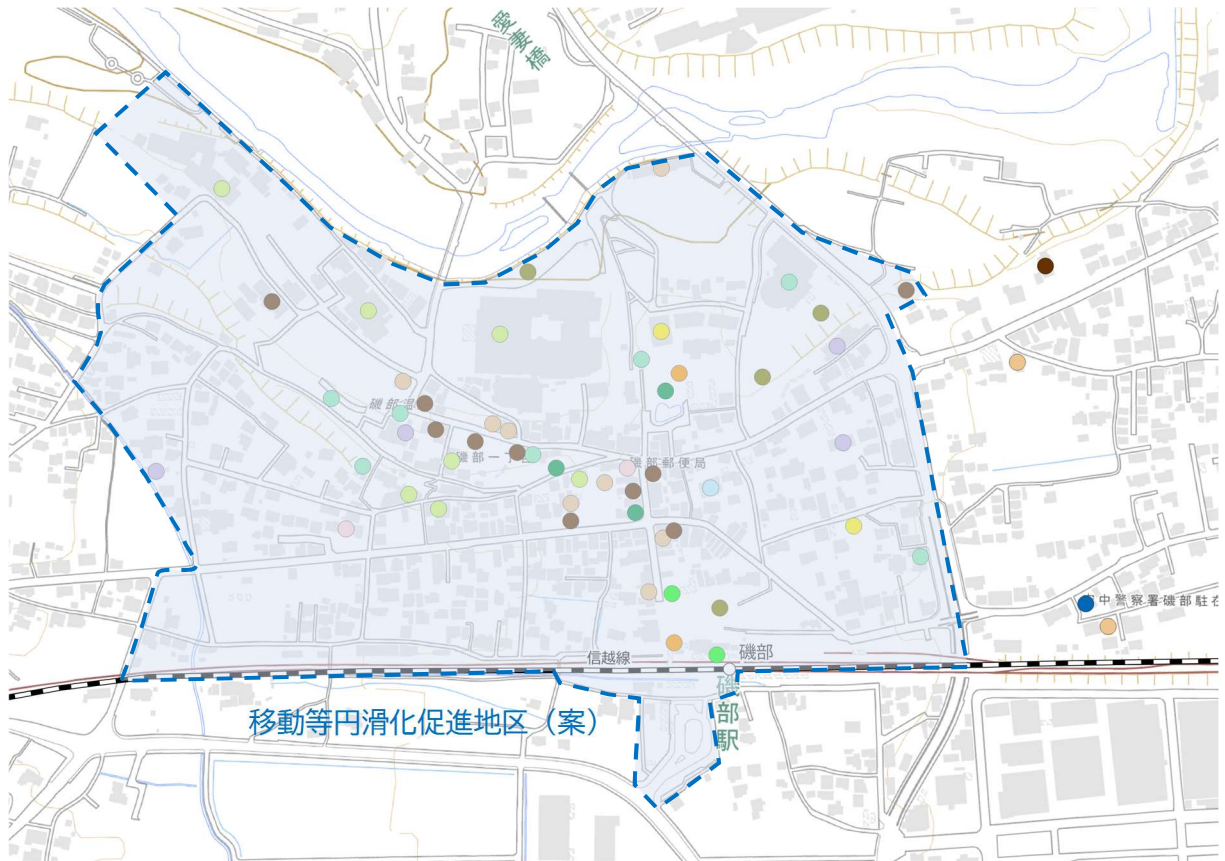
5.2 バリアフリーに関わるニーズの把握

区分	項目	主な点検結果・アンケート結果
まち歩き点検	全体	○案内 ・案内表示が外国語表記されていない。 ・案内についての表記が分かりにくい、見えにくい。 ○道路 ・側溝と道路の段差が危険。 ・粗い目のグレーチングを細めのグレーチングに交換すべき。
	安中市観光機構駐車場	・駐車場内に駐車位置を示す白線がない。 ・駐車場出入口の坂が狭い。歩行空間の区分けがなく危険。 ・駐車場出入口とホテル磯部ガーデンの駐車場の出入口が近く、危険。
	幹148号線（市道） 駐車場～足湯	・歩道が一部しか設置されていない。 ・歩道上にバス停看板が設置されている箇所は、残りの通行スペースが狭くて通行しにくい。 ・道路と歩道の間の段差が高い。 ・歩道がない区間は、歩行空間が狭い。
	幹148号線（市道） 足湯～郵便局	・道路の舗装について、中央は高く、端は低い ・道路の端に段差や勾配があるため歩きにくい。 ・道路の坂が厳しい。 ・沿道のお土産店の出入口に段差があり、車椅子等では入れない。 ・歩行空間が狭い。
	磯部停車場・妙義山線（県道）	・歩行空間が狭い。
	磯部停車場線（県道）	・歩行空間が狭い。 ・路側帯の白線が薄くなり、途切れていて危険。
	磯部駅	○ホーム ・上下のホームをつなぐ、エレベーターやエスカレーターがない。 ・「ステッピングカー」の情報が利用者に伝わっていない。 ・電光掲示板等の聴覚障害者への対応がない。 ○構内トイレ ・バリアフリー対応ではない。 ○改札外トイレ ・オストメイト設備やユニバーサルシート等の設備が不十分。 ・トイレの前まで点字ブロックが設置されているが、トイレの前に案内がなく、行き止まりになっている*。 ・点字ブロックと自由通路の距離が近いので、点字ブロックの上を歩くと、自由通路の鉄骨にぶつかりそうになる*。 *厳密には、トイレへの誘導ブロックは設置されていない。 ○自由通路 ・駅の南北をつなぐ、エレベーターやエスカレーターがない。 ○駅前広場 ・誘導ブロックを設置すべき箇所でも、すべて警告ブロックを使用している。
磯部公園	・トイレについて、ユニバーサルシート等の設備が不十分。	
市民の意見（既存の住民アンケート結果）	安中市の5年後の姿	・「高齢者や障がい者にやさしく、誰もが地域で暮らし続けられるまち（福祉）」（47.3%）が全体で2番目に高い（市民の福祉施策への関心は高い）。
	外出するときに困ることや不便に思うこと（当事者）	・「困ったときにどうすればいいか心配」（24.7%）が全体で2番目に高い（ソフト面のバリアフリー対応）。 ・「トイレ」（18.4%）、「建物・駅などの階段」（15.3%）、「道路の段差」（15.1%）といったハード面の問題も続いて上位に位置している。
	安中市が特に力を入れるべきこと（当事者）	・「障害や障害がある人への理解を促進するための普及・啓発」（34.1%）が全体で2番目に高い（心のバリアフリーへの取り組み）。 ・「道路や建物などの段差を解消するなど安全で快適な街づくりの推進」（20.1%）は全体で8番目に高い。
	障害者に特に必要な福祉政策（当事者以外）	・「道路や交通機関などのバリアフリーのまちづくりの推進」（42.2%）は6番目とやや上位に位置している。 ・「障害のある人となない人の交流・相互理解の促進」（29.4%）は下位に位置しており、ソフト面のバリアフリーについての意識はあまり高くない。

図 34 磯部温泉地区における移動等円滑化の課題

7. 移動等円滑化促進地区の設定

以上を踏まえ、移動等円滑化促進地区の候補地である磯部温泉地区において、移動等円滑化促進地区の範囲を以下の通りに設定する。



凡例

- | | | | | |
|--------|-----------|-----------|-------|--------|
| ● 旅客施設 | ● 観光施設 | ● 集会所・公民館 | ● 商店 | ● 公衆便所 |
| ● 医療施設 | ● 宿泊施設 | ● 銀行・郵便局 | ● 飲食店 | |
| ● 福祉施設 | ● 警察署・駐在所 | ● 公園 | ● 駐車場 | |



図 35 移動等円滑化促進地区 (案)

8. 届出制度

8.1 届出制度の概要

公共交通事業者又は道路管理者は、移動等円滑化促進地区において、旅客施設（生活関連施設に限る）や道路（生活関連経路に限る）の改良等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合に、当該行為に着手する30日前までに市町村に届け出なければならないとされている。

これは、移動等円滑化促進方針と改良等の内容を整合のとれたものにする事で、施設間の移動の連続性を担保することを目的としており、届出に係る行為が、バリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、市は行為の変更等の必要な措置を要請できることとなっている。

表 13 届出制度の対象

届出施設	届出を要する対象の範囲
旅客施設 (生活関連施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・他の生活関連旅客施設との間の出入口 ・生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口 ・バリアフリールートとの出入口
道路 (生活関連経路)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連旅客施設の出入口又は市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設

資料：国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想等作成に関するガイドライン」
(令和3年3月)

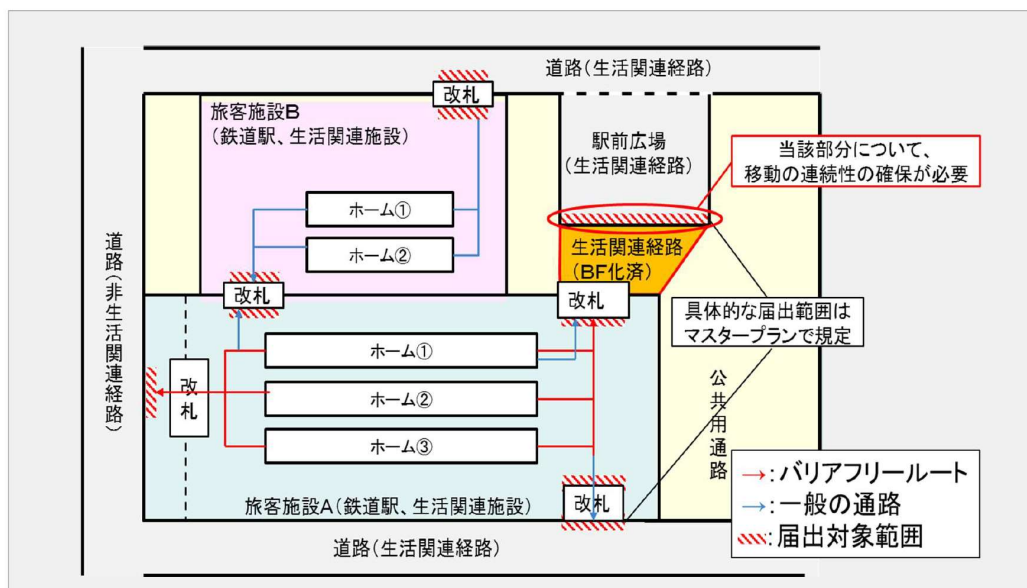


図 36 届出対象のイメージ

資料：国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想等作成に関するガイドライン」
(令和3年3月)

8.2 届出の対象となる範囲

磯部駅においては、以下の場合において届出の対象となる。

表 14 届出の対象

対象施設	届出の対象
旅客施設 (磯部駅)	・ 駅舎の出入口の新設や改良を行う場合
道路 (駅前広場)	・ 歩行空間とロータリーが接する部分の新設や改良を行う場合

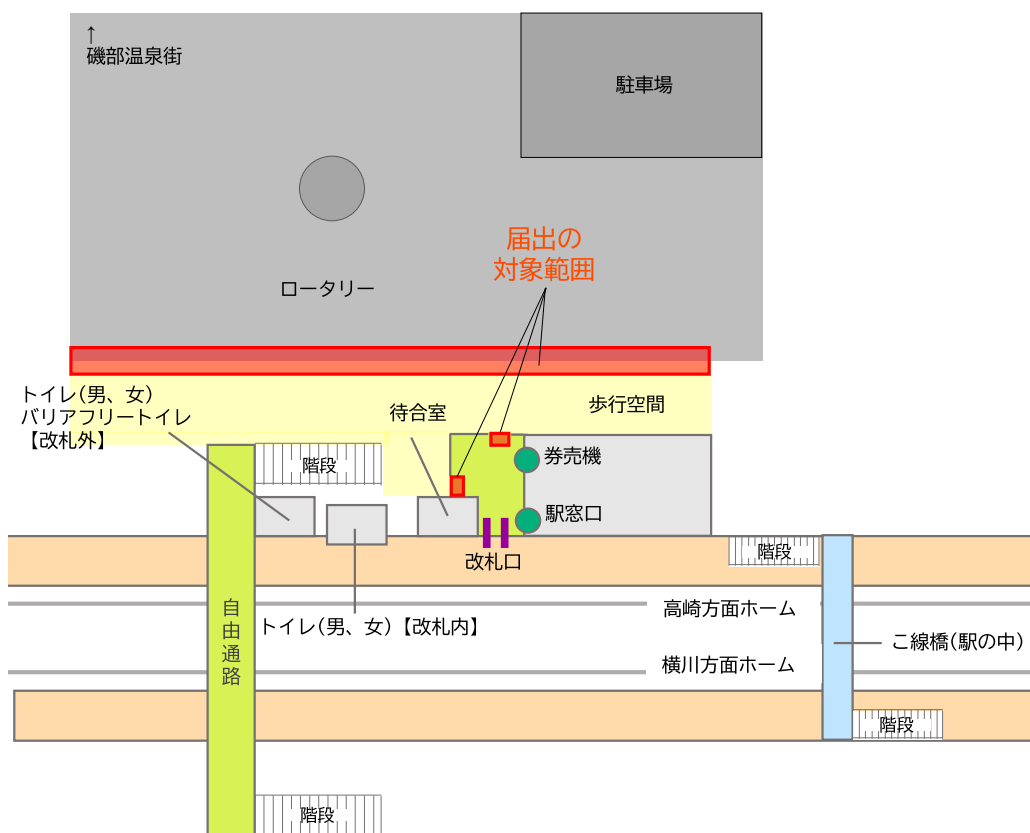


図 37 届出の対象範囲 (磯部駅)

9. 重点整備地区等の設定

9.1 重点整備地区とは

重点整備地区とは、「4. 移動等円滑化促進地区の候補地の選定」で設定した移動等円滑化促進地区のうち、具体の事業によって旅客施設、建築物、道路、路外駐車場、都市公園等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区のことを指す。

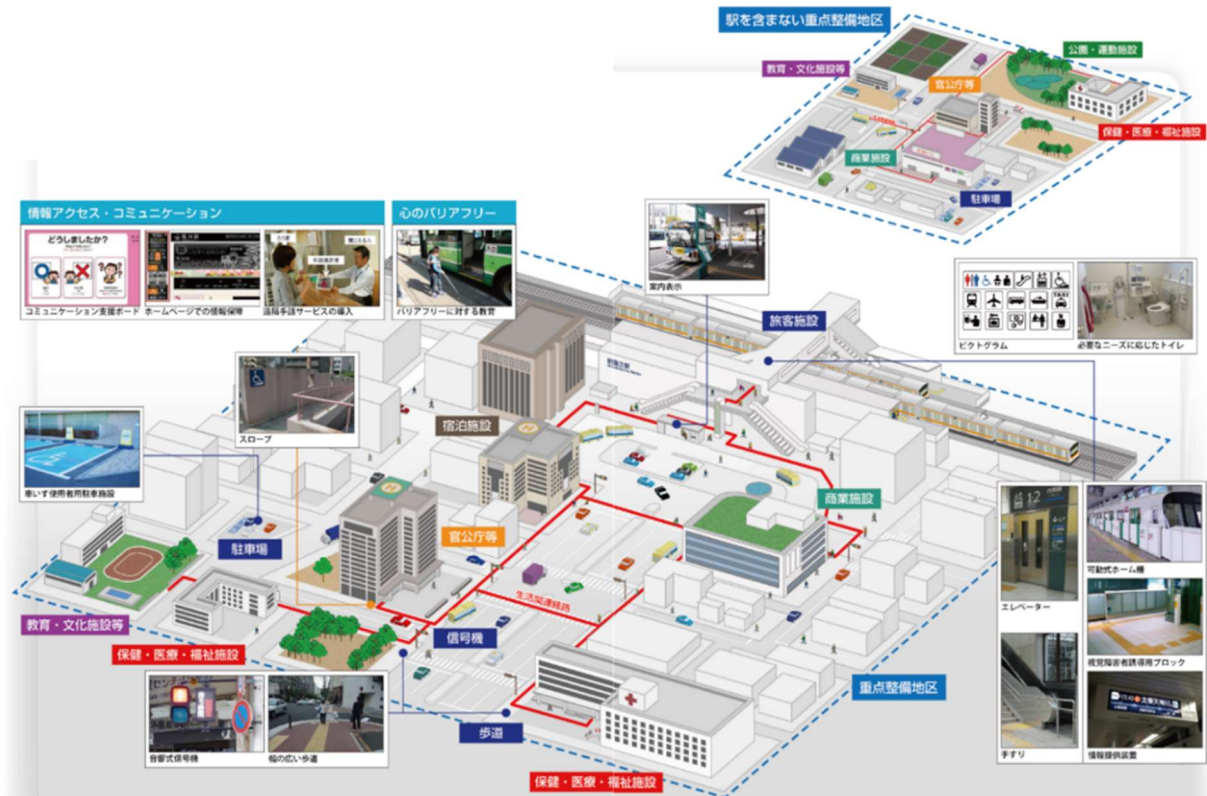


図 38 重点整備地区のイメージ

資料：国土交通省資料

9.2 重点整備地区の設定

9.2.1 重点整備地区の設定要件

バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針に示されている重点整備地区の設定要件を以下に示す。

なお、移動等円滑化促進地区と同様、重点整備地区についても、「この要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。」※とされている。

※移動等円滑化の促進に関する基本方針 3-2、4-2

表 15 重点整備地区の要件

バリアフリー法 第2条 24 項	移動等円滑化の促進に関する基本方針 4-2
<p>生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。</p>	<p>生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。</p> <p>また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、原則として、生活関連施設がおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。</p>
<p>生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。</p>	<p>重点整備地区は、重点的かつ一体的に移動等円滑化のための事業を実施する必要がある地区であることが必要である。</p> <p>このため、高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が特に必要であると認められることが必要である。</p>
<p>当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。</p>	<p>高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実現可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して、有効かつ適切であると認められることが必要である。</p>

赤字：重要な箇所

黄色：移動等円滑化促進地区の要件（13 ページ）と特に異なる箇所

9.2.2 重点整備地区の設定における方向性

前項で示した重点整備地区の要件を踏まえ、重点整備地区の設定における方向性を以下に示す。

表 16 重点整備地区の設定における方向性

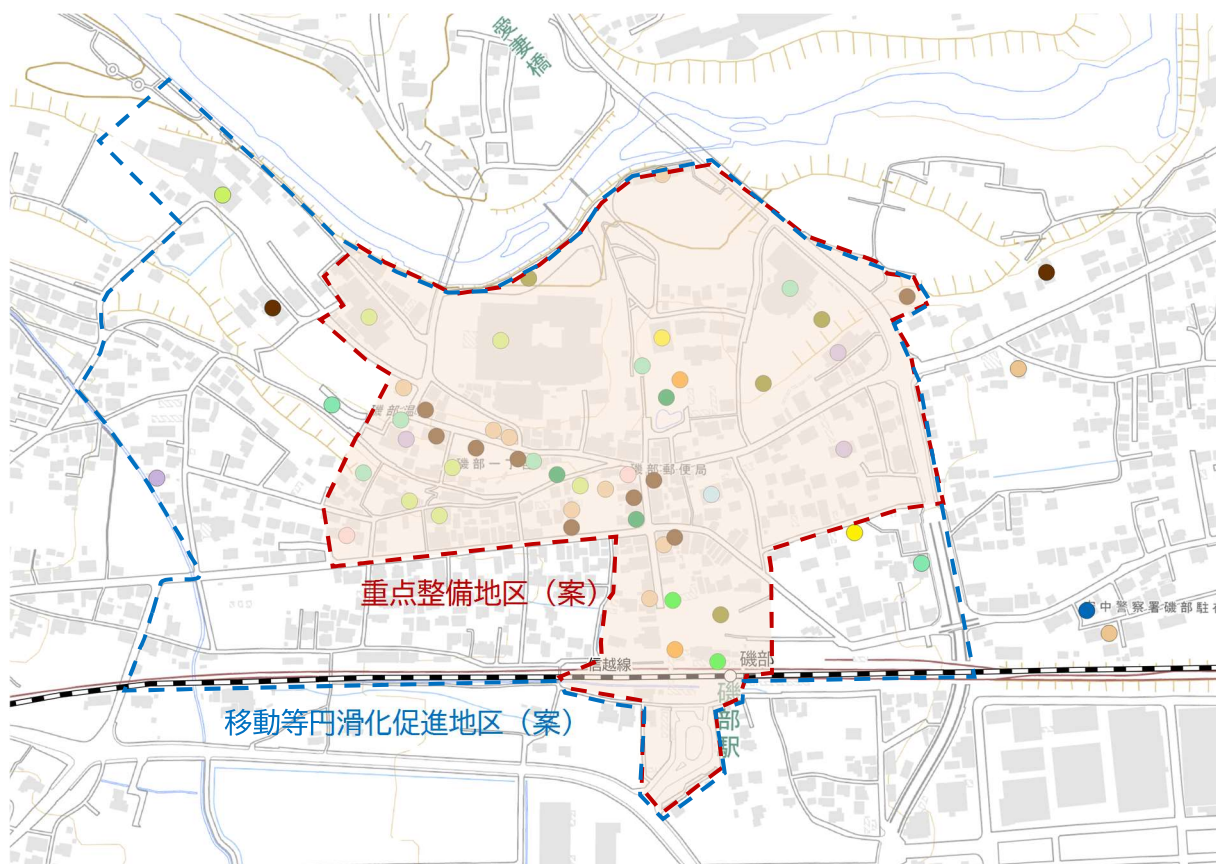
要件	設定における方向性
生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>移動等円滑化促進地区のうち、特に生活関連施設が集積している地区</u> ・ <u>当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われると見込まれる地区</u>
生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現状把握の結果から、特にバリアフリー化が求められる地区</u>
当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地元関係者のバリアフリーへの関心が高く、事業の実現可能性が高いと認められる地区</u>

9.2.3 重点整備地区の設定

前項で示した方向性を踏まえ、下記の理由から磯部駅及び磯部温泉街を主とした範囲を重点整備地区として設定する。

✓重点整備地区の設定理由

- ・ 磯部駅周辺及び磯部温泉街には、特に多くの施設が集積
- ・ まち歩き点検の結果、磯部駅や磯部温泉街等におけるバリアフリーの課題を確認
- ・ 地元関係者も参加してまち歩き点検が行われるなど、地元のバリアフリーへの関心が高く、事業の実現性が高い



凡例

- | | | | | |
|--------|-----------|-----------|-------|--------|
| ● 旅客施設 | ● 観光施設 | ● 集会所・公民館 | ● 商店 | ● 公衆便所 |
| ● 医療施設 | ● 宿泊施設 | ● 銀行・郵便局 | ● 飲食店 | |
| ● 福祉施設 | ● 警察署・駐在所 | ● 公園 | ● 駐車場 | |



図 39 重点整備地区 (案)

9.3 生活関連施設・生活関連経路の設定

9.3.1 生活関連施設・生活関連経路の設定要件

1) 生活関連施設

生活関連施設とは、相当数の高齢者、障害者等が利用する施設のことであり、常に多数の人が利用する施設（旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、大規模商業施設、公園等）や高齢者、障害者等の利用が多い施設（老人ホーム、障害者支援施設、福祉サービス施設、老人福祉センター、（障害者）地域活動支援センター等）が対象となる。

また、既に移動円滑化されている施設や、特定事業等の実施見込みがない施設についても、生活関連施設として位置づけることとされている。

表 17 想定される生活関連施設

区 分	種 類
官公庁等	都道府県庁、市役所・区役所、役場
	郵便局、銀行、ATM
	警察署（交番を含む）、裁判所
	市民・地区センター、コミュニティーセンター等
	都道府県税事務所、税務署
教育・文化施設等	図書館
	市民会館、市民ホール、文化ホール
	学校（小・中・高等学校）
	公民館
	博物館・美術館・音楽館、資料館
保健・医療・福祉施設	病院・診療所
	総合福祉施設、老人・障害者福祉施設等
商業施設	大規模小売店舗等
	商店街等（地下街を含む）
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等
公園・運動施設	公園
	体育館・武道館その他屋内施設
その他の施設	結婚式場、葬祭場等冠婚葬祭に関わる施設
	観光施設
	路外駐車場

資料：国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想等作成に関するガイドライン」
(令和3年3月)

2) 生活関連経路

生活関連経路とは、生活関連施設相互の経路のことであり、より多くの人が利用する経路（利用頻度が高い経路、歩行者交通量の多い経路）や生活関連施設相互のネットワークを確保する経路（生活パターンに即したネットワーク、複数方向からのアクセス動線の確保）が対象となる。

また、生活関連施設と同様に、既に移動円滑化されている経路についても位置づけるほか、事業実施の可否に関わらず設定する。

なお、重点整備地区内の生活関連経路は、原則として全て特定道路として指定される。

9.3.2 生活関連施設・生活関連経路の設定

前項で整理した設定要件を踏まえ、重点整備地区内における生活関連施設・生活関連経路を以下の通り設定する³。

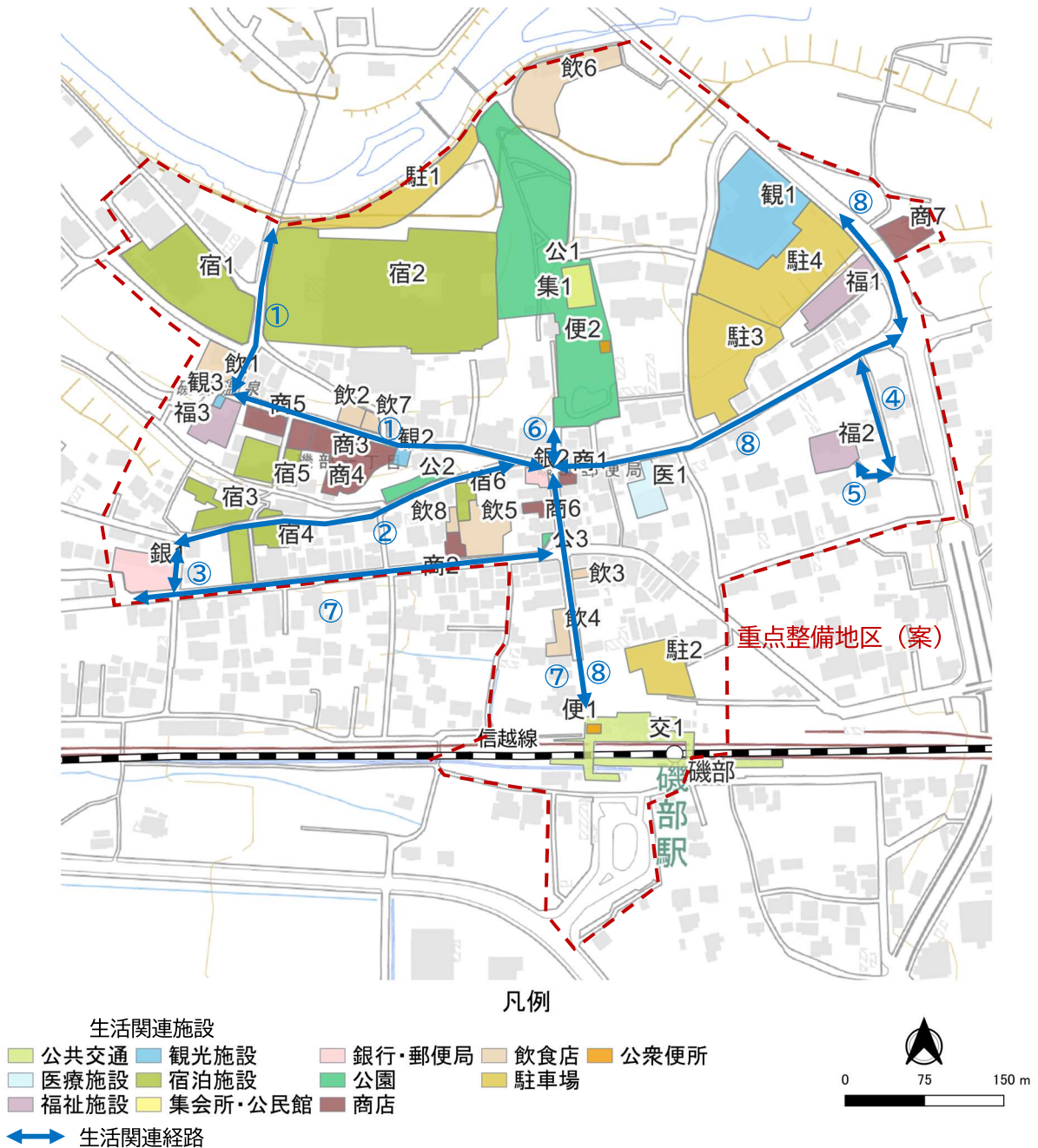


図 40 生活関連施設・生活関連経路 (案)

※生活関連施設は、どの生活関連経路に面しているのかがわかるように、建物、駐車場を含めた敷地全体を表示

³ 生活関連施設は、「相当数の高齢者、障害者等が利用する施設」という要件からもわかるように、ある程度規模が大きい施設が想定されている（具体的な基準は設定されていない）。また、バリアフリー法では、建築物移動等円滑化基準への適合義務を課しているのは、「2,000㎡以上（公衆便所については50㎡以上）の新築、増築、改築又は用途変更」となっており、群馬県の「人にやさしい福祉のまちづくり条例 施設設備マニュアル」（令和4年8月）においても、「不特定かつ多数の者が利用する建築物」は「床面積の合計が2,000㎡以上」と規定している。しかし、磯部温泉地区には小規模な施設が多いこと、来訪者も視野に入ると商店（土産物店）等のバリアフリー化も必要であることなどを踏まえ、ここでは規模に関わらず必要な施設を生活関連施設として設定した。

表 18 生活関連施設一覧 1/2

	施設区分	記号	施設名
1	公共交通	交1	信越本線 磯部駅
2	医療施設	医1	城田医院
3	福祉施設	福1	デイサービスセンターみなと
4		福2	小規模多機能の家 吉ヶ谷磯部支所
5		福3	デイサービス みかん色 安中
6	観光施設	観1	恵みの湯
7		観2	旅館案内所
8		観3	磯部温泉足湯
9	宿泊施設	宿1	磯部温泉 雀のお宿 磯部館
10		宿2	磯部ガーデン
11		宿3	旭館
12		宿4	見晴館
13		宿5	小島屋旅館
14		宿6	旅邸 一人十色
15	集会所・公民館	集1	磯部温泉会館
16	銀行・郵便局	銀1	群馬県信用組合 磯部支店ATM
17		銀2	磯部郵便局
18	公園	公1	磯部公園
19		公2	展望公園
20		公3	ポケットパーク
21	商店	商1	金鳳堂
22		商2	高野酒店
23		商3	栄泉堂
24		商4	松風堂
25		商5	名月堂
26		商6	八百栄磯部店
27		商7	あいさい直売所

※記号は前ページの「図 40 生活関連施設・生活関連経路(案)」の記号と対応

表 19 生活関連施設一覧 2/2

	施設区分	記号	施設名
28	飲食店	飲1	西洋亭
29		飲2	居酒屋せりな
30		飲3	HOME BASE DRINK STATION
31		飲4	いまい食堂
32		飲5	ヒトリトイロカフェ
33		飲6	磯部築
34		飲7	バー&スナックTEN
35		飲8	TARTANS CAKE STAND
36	駐車場	駐1	安中市観光機構駐車場
37		駐2	Parking in 磯部駅構内駐車場
38		駐3	大手有料駐車場
39		駐4	恵みの湯駐車場
40	公衆便所	便1	磯部駅前トイレ
41		便2	磯部公園トイレ

※記号は 59 ページの「図 40 生活関連施設・生活関連経路（案）」の記号と対応

表 20 生活関連経路一覧

番号	経路名
①	幹148号線（市道）
②	磯19号線（市道）
③	磯23号線（市道）
④	磯69号線（市道）
⑤	磯70号線（市道）
⑥	磯部公園 園路
⑦	磯部停車場・妙義山線（県道）
⑧	磯部停車場線（県道）

※番号は 59 ページの「図 40 生活関連施設・生活関連経路（案）」の記号と対応

9.3.3 生活関連施設・生活関連経路の移動等円滑化の方針

「6. 課題の整理」(47 ページ参照)で整理した移動等円滑化に関わる課題を踏まえ、以下の4点を生活関連施設・生活関連経路の移動等円滑化の方針として設定する。

✓生活関連施設・生活関連経路の移動等円滑化の方針

- ①生活関連施設・生活関連経路について、誰もが安全で快適に利用できるように、バリアフリー化を推進する。
- ②生活関連経路については、歩道がない道路も含まれているため、歩行者の安全対策を推進する。
- ③市、事業者、地元関係者等が連携し、安中市を代表する温泉観光地として、来訪者への情報提供やおもてなしによるバリアフリー化を推進する。
- ④バリアフリー化の推進にあたっては、ソフト面の取り組みから事業を進め、ハード面の取り組みについては、可能なものから順次対応する。

10. 重点整備地区における移動等円滑化の事業、その他の事項

10.1 移動等円滑化に関わる事業の取組方針

10.1.1 生活関連施設の整備方針

前ページの「生活関連施設・生活関連経路の移動等円滑化の方針」を踏まえ、生活関連施設については以下の方針に基づき、関係者間の意識共有のもと一体的・計画的にバリアフリー化に向けた整備・維持を推進する。

なお、バリアフリー整備済みの施設については、今後の機能の維持・確保、点検、改善を行う。

✓生活関連施設の整備方針

<建築物・駐車場>

- ・敷地出入口から施設出入口までのバリアフリー経路の確保
- ・駐車マスの明確化による駐車場の利便性向上
- ・障害者等の優先駐車場の確保
- ・出入口と歩道等との段差解消
- ・障害者等が利用しやすいエレベーターやスロープ等の設置・改善
- ・階段等における手すりや滑り止め等の整備・改善
- ・施設内の視覚障害者誘導用ブロックの整備・改善
- ・車椅子使用者等に配慮した出入口幅や建具等の改善
- ・高齢者、障害者等が利用しやすいバリアフリースイートの設置・改善 等

<公共交通>

- ・旅客施設におけるエレベーターの設置等によるホーム間、駅南北間のバリアフリー経路の確保
- ・旅客施設における視覚障害者誘導用ブロックの適切な整備
- ・旅客施設におけるバリアフリースイートの設置・充実 等

<案内・情報提供>

- ・誰もが施設の存在や移動経路が分かりやすい施設案内の整備
- ・誰もが見やすく分かりやすい時刻表や案内表示の設置
- ・点字、音声、多言語等による案内設備の設置
- ・施設や経路におけるバリアフリー情報の発信 等

10.1.2 生活関連経路の整備方針

62 ページの「生活関連施設・生活関連経路の移動等円滑化の方針」を踏まえ、生活関連経路については以下の方針に基づき、歩行者の安全確保や段差・坂道への対応等、バリアフリー整備を推進する。

なお、特定道路等を整備する場合は、原則歩道を設けることが必要とされているが、歩道の整備には非常に長い期間が必要なため、歩道設置までの経過措置として、自動車の速度抑制による歩行者の安全確保策を講じることができるとされている（「道路の移動等円滑化基準」（平成18年12月施行））。本計画においても、歩道が設置されていない路線・区間については、路肩の整備（薄層カラー舗装等）により、歩行空間を確保するものとする。

また、生活関連施設と生活関連経路との接続部については、生活関連施設との連続性を意識してバリアフリー整備を行う。

✓生活関連経路の整備方針

- ・ 歩道のない道路における歩行空間の確保（路肩の整備、無電柱化の検討等）や自動車の速度規制等による安全対策の実施
- ・ 舗装、その他施設等の適切な整備・維持管理
- ・ 幹148号線における舗装の改善（道路の端の段差解消）、歩道と道路の段差解消
- ・ 坂道の通行支障への対応（安中市観光機構駐車場、幹148号線）
- ・ 不具合がある箇所の迅速な情報収集 等



図 4-1 歩行空間の整備目標

10.1.3 心のバリアフリーに関する取組方針

心のバリアフリーに関する取組について、以下の方針に基づき、市民、事業者、地元関係者、行政がそれぞれの立場から協力し、進めていく。

✓心のバリアフリーに関する取組方針

<市民>

- ・市民一人ひとりが、高齢者や障害者を含めた人々の多様性を理解し、特性に応じた配慮があることに気づき、日々の生活の中でお互いに思いやりのある行動を着実に実践できるように、普及啓発を推進

<事業者>

- ・日常的に高齢者や障害者等と接する機会の多い事業者は、利用者とのコミュニケーションや社員教育等の機会を通じ、利用者の立場でサービスのあり方を考え、着実に実践していくように、普及啓発を推進

<地元関係者>

- ・地域で暮らす高齢者や障害者等について、日常的にコミュニケーションを図り、必要な支援を提供できるように普及啓発を推進し、地域ぐるみで支え合う意識を醸成
- ・すべての来訪者に寄り添い、高齢者、障害者、外国人等それぞれに応じた配慮を行えるよう、「おもてなし力」の向上を推進

<行政>

- ・行政は、市民、事業者、地元関係者による取組が促進されるように、バリアフリーに関する幅広い情報提供やバリアフリー教育、高齢者や障害者等との交流機会を充実
- ・あわせて、ともに支え合う地域の実現に向け、その仕組みづくりや人材育成をはじめとする諸活動への支援を推進

10.2 特定事業計画、その他の事業

10.2.1 特定事業とは

「特定事業」とは、重点整備地区内の生活関連施設・生活関連経路に関するバリアフリー化の内容を具体化するもので、基本構想で特定事業を定めた場合、事業を実施する者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられる。

特定事業には、以下の通りバリアフリー法第2条で定める6つの主としてハード整備に関する事業（公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業）と、令和2年5月のバリアフリー法改正により創設されたソフト対策に関する事業（教育啓発特定事業）の7つの事業がある。

また、特定事業以外に重点整備地区における移動等円滑化のための必要な事項を「その他の事業」として位置づけ、特定事業とあわせて事業を推進する。

特定事業の内容については、バリアフリー法において以下のように定められている。

①公共交通特定事業

- ・特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター⁴等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更

②道路特定事業

- ・道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置
- ・バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）

③路外駐車場特定事業

- ・特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備

④都市公園特定事業

- ・都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備

⑤建築物特定事業

- ・特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
- ・全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備

⁴ エスカレーターについては、車椅子利用者や身体が不自由な方などは利用しにくい場合があるため、すべての特性の方に対して有効な手段であるわけではないことに留意が必要。

⑥交通安全特定事業

- ・ バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置
(高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置 等)
- ・ バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止
(違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動 等)

⑦教育啓発特定事業

- ・ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
(学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室(障害当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等)の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催 等)
- ・ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業(上に掲げる事業を除く。)
(障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車椅子利用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示 等)

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(国土交通省総合政策局、令和3年3月)

10.2.2 特定事業計画

特定事業について、以下のように設定する。これらを特定事業計画として位置づけ、この計画に基づいて各事業を推進する。また、計画的なバリアフリー化を図るため、短期（5年）、中期（10年）、長期（10年以上）の区分でスケジュールを設定する。

なお、特定事業については、これから新たに取り組む事業だけでなく、既の実施している事業や継続的な維持管理も含めて記載している。

また、ハード整備に関する事業については、大規模な改修等を伴うものもあり、予算確保等の課題からすぐに実施することが困難な場合もあるが、将来的な実現を目指し、事業主体との調整を進める。

上記を踏まえ、特定事業の実施にあたってはソフト事業（教育啓発特定事業等）から実施し、ハード整備は可能な箇所から順次実施する。

1) 公共交通特定事業

表 21 公共交通特定事業の内容・スケジュール 1/2

事業箇所	目的	事業	内容	事業主体	スケジュール		
					短期 5年	中期 10年	長期 10年 以上
磯部駅 (ホーム、自由通路)	利便性の向上	駅の移動円滑化	・上下のホーム間及び駅の南北間における移動経路についての整備方針を一体的に検討(エレベーター等の整備や南口改札の開設等) ※エレベーター等の整備完了までは、「ステッピングカー」を利用できることを周知	安中市 東日本旅客鉄道	→		
磯部駅 (駅前広場トイレ)	バリアフリー対応	トイレの施設の充実	・オストメイト設備、ユニバーサルシート等の設置検討	安中市	→		
			・トイレの位置や設備についての音声案内の設置検討	安中市	→		
磯部駅 (駅前広場)	バリアフリー対応	視覚障害者誘導用ブロックの改善	・改札外トイレへの誘導ブロックの設置検討	安中市	→		
			・既存の警告ブロック(自由通路への衝突防止用)との設置位置の調整を検討	安中市	→		
磯部駅 (駅前、ホーム)	利便性の向上	案内の設置	・聴覚障害者への列車運行に係る情報提供手段として、掲示板等を設置	東日本旅客鉄道	→	→	→

表 2 2 公共交通特定事業の内容・スケジュール 2 / 2

事業箇所	目的	事業	内容	事業主体	スケジュール		
					短期 5年	中期 10年	長期 10年 以上
バス事業者	バリアフリー対応	車両のバリアフリー化	・低床バスの導入促進	ボルテックスアーキ	→	→	→
タクシー事業者	バリアフリー対応	車両のバリアフリー化	・ユニバーサルデザインタクシーの導入促進	高崎駅構内タクシー	→	→	→

2) 道路特定事業

表 2 3 道路特定事業の内容・スケジュール

事業箇所	目的	事業	内容	事業主体	スケジュール		
					短期 5年	中期 10年	長期 10年 以上
幹 148 号線 (市道)	バリアフリー対応	歩行空間の改善	・既設の歩道について、セミフラットあるいはフラット型の歩道への改善等を検討	安中市	→	→	→
			・グレーチングの改善	安中市	→	→	→
	安全性の確保	道路の改善	・舗装の改善 (段差の解消)	安中市	→	→	→
			・歩道が設置されていない箇所について、歩行空間の確保 (薄層カラー舗装等)	安中市	→	→	→
			案内の設置	・坂道について、傾斜角度を示す看板等の設置を検討	安中市	→	→
磯部停車場・妙義山線 (県道)	安全性の確保	道路の改善	・歩行空間の確保 (路肩の整備)	群馬県	→	→	→
磯部停車場線 (県道)	安全性の確保	道路の改善	・歩行空間の確保 (路肩の整備)	群馬県	→	→	→
			・無電柱化の検討 (駅前から郵便局前まで)	群馬県	→	→	→

3) 路外駐車場特定事業

表 24 路外駐車場特定事業の内容・スケジュール

事業箇所	目的	事業	内容	事業主体	スケジュール		
					短期 5年	中期 10年	長期 10年 以上
観光駐車場	バリアフリー 対応	駐車場の設 置・改善	・新たな駐車スペースの設置検 討	安中市観 光機構	→		
			・駐車区画線の導入検討	安中市観 光機構	→		
			・車椅子利用者用駐車施設の整 備の検討	安中市観 光機構	→		
	安全性の確 保	出入口の改 善	・歩行空間の確保と車の速度を 抑える対策の検討	安中市観 光機構	→		
		案内の設置	・坂道について、傾斜角度を示 す看板等の設置を検討	安中市観 光機構	→		
		利用者への 注意喚起	・駐車場を利用する車両と、一 般車両の衝突事故を防止す るための注意喚起の看板の 設置等	安中市観 光機構	→	→	→

4) 都市公園特定事業

表 25 都市公園特定事業の内容・スケジュール

事業箇所	目的	事業	内容	事業主体	スケジュール		
					短期 5年	中期 10年	長期 10年 以上
ポケット パーク	利便性の向 上	案内表示の 充実	・案内表示の内容の充実	安中市 磯部温泉 組合	→	→	→
			・多言語対応等	安中市 磯部温泉 組合	→	→	→
	バリアフレ ー対応	地面の改善	・車椅子利用者等にも配慮した 地面の凹凸の改善を検討	安中市 磯部温泉 組合	→		
磯部公園	バリアフレ ー対応	出入口の改 善	・公園の南西側出入口を車椅子 でも通行できるように改善	安中市	→	→	→
		トイレの施 設の充実	・ユニバーサルシート等の設置 検討	安中市	→		
		・公園の柵にトイレの位置を 知らせる点字案内の設置	安中市	→	→	→	

5) 建築物特定事業

表 26 建築物特定事業の内容・スケジュール

事業箇所	目的	事業	内容	事業主体	スケジュール		
					短期 5年	中期 10年	長期 10年 以上
足湯	バリアフリー対応	多様な利用者に配慮した改善	・多様な利用者に配慮した足湯、手湯等の整備の検討	磯部温泉組合			
観光施設 (土産物店等)	バリアフリー対応	施設出入口の段差への対応	・段差の改善を検討	地元関係者			
			・(必要な場合に設置する)簡易的なスロープの準備を検討	地元関係者			
磯部温泉会館	バリアフリー対応	不備の改善	・バリアフリー対応状況の情報提供等	安中市			
磯部築	バリアフリー対応	トイレの施設の改善	・バリアフリートイレの設置検討	安中市			

6) 交通安全特定事業

表 27 交通安全特定事業の内容・スケジュール

事業箇所	目的	事業	内容	事業主体	スケジュール		
					短期 5年	中期 10年	長期 10年 以上
幹 148 号線 (市道)	安全性の確保	歩行者の安全対策	・面的な交通安全対策の検討 (ゾーン 30 等)	安中警察署			
磯部停車場・妙義山線 (県道)	安全性の確保	歩行者の安全対策	・面的な交通安全対策の検討 (ゾーン 30 等)	安中警察署			
磯部停車場線 (県道)	安全性の確保	歩行者の安全対策	・面的な交通安全対策の検討 (ゾーン 30 等)	安中警察署			

7) 教育啓発特定事業

表 28 教育啓発特定事業の内容・スケジュール 1/2

事業箇所	目的	事業	内容	事業主体	スケジュール		
					短期 5年	中期 10年	長期 10年 以上
宿泊施設 観光施設	バリアフリー 対応	聴覚障害者 対応の充実	・耳マークの利用申請、掲示	安中市 地元関係 者	→	→	→
			・聴覚障害者への人的な支援 (手話、はっきり口元を見せて 話す、筆談をする、手話によ る案内動画を作成するなど の支援方法の普及促進等)	安中市 地元関係 者	→	→	→
磯部温泉 地区	バリアフリー 対応	人的支援の 方策の検討	・観光施設や温泉街散策時にお ける送迎サポートや、施設出 入口の段差におけるサポー トなど、地区全体の人的支援 の取組について検討	地元関係 者	→		
			・移動の際や施設利用における 利便性や安全性を向上させ るため、バリアフリーマップ による情報発信の実施	安中市	→	→	→
	心のバリア フリー推進	おもてなし 力の向上	・地元関係者等におけるスキル アップ研修や心のバリアフ リーを推進し、磯部温泉を訪 れるすべての人に寄り添っ たおもてなし力の向上を促 進	安中市 地元関係 者	→	→	→
公共交通 事業者	心のバリア フリー推進	障害当事者 等への対応 についての 接遇学習	・公共交通事業者（鉄道、バス、 タクシー）の従業員を対象と した接遇研修の実施	安中市 公共交通 事業者	→	→	→

表 29 教育啓発特定事業の内容・スケジュール 2/2

事業箇所	目的	事業	内容	事業主体	スケジュール		
					短期 5年	中期 10年	長期 10年 以上
市内	心のバリアフリー推進	障害当事者等についての知識の理解、周知	・児童、生徒又は学生を対象としたバリアフリー教室の開催	安中市 安中市社会福祉協議会	→	→	→
			・障害当事者等を講師とした住民向けバリアフリー講習会やセミナーの開催	安中市 安中市社会福祉協議会	→	→	→
			・車椅子、視覚障害体験から福祉の理解を広めるため、教室やイベント、広報活動、サポーター派遣の実施	安中市 安中市社会福祉協議会	→	→	→
			・公共交通の優先席や、駐車場における車椅子利用者用駐車施設の適正利用に関する啓発(ポスターの掲示)	安中市 公共交通事業者	→	→	→
			・オストメイト利用者の公衆浴場への入浴に対する理解についての啓発	安中市	→	→	→
			・認知症サポーター養成講座の開催	安中市	→	→	→

10.2.3 その他の事業

1) サインガイドラインの作成

磯部駅周辺をはじめ重点整備地区内におけるサイン整備（案内サイン、誘導サイン等）について、ガイドラインを作成する。ガイドラインについては、以下のような記載内容を想定する。

サインガイドラインの記載内容（想定）

- ・ユニバーサルデザインを意識した、大きさと色彩に十分配慮した分かりやすいサイン（ひらがな・外国語併記・ピクトグラムによる表記等）の整備方針
- ・案内表示の多言語化方針（インバウンド需要の増加への対応）
- ・文字の大きさや配色など、ロービジョンの方に配慮した案内の設置方針
- ・段鼻へのカラーマーキング等の設置方針（階段の識別性向上）

など

2) 来訪者の情報収集の支援

重点整備地区内において、来訪者の情報収集を支援するため、フリーWi-Fiの導入を促進する。

また、多くの来訪者はスマートフォンで情報を得られると思われるため、誰でも利用できる充電機器等の導入を促進する。

3) 沿道植物の適正な維持管理

生活関連経路について、歩行空間の確保、案内板の視認性向上のため、沿道の植物の適正な維持管理を促進する。

4) 空き施設への対応

廃業した旅館や店舗について、新たな活用方法を検討する。また、廃業した施設を削除するなど案内板の情報を更新する。

5) 屋外広告物の改善

地元関係者と連携し、歩行空間を遮っている店舗の看板を改善する。

6) 駐車場の減災対策

安中市観光機構駐車場について、排水施設の適切な維持管理や、冠水危険性を示すサイン等の設置により、河川の増水等による冠水被害を抑制する。

1 1. 計画の推進に向けて

1 1. 1 計画の推進に向けた取組

本計画を一過性のもので終わらせることなく、策定後も継続的に事業を推進するため、以下のような持続可能な改善の取組を実践する。

本計画策定（Plan）後の特定事業等の実施（Do）を受けて、その結果を評価（Check）し、社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直し（Action）を行うといったPDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルにより、実情に則した計画となるように段階的かつ継続的な見直し（スパイラルアップ）を行う。

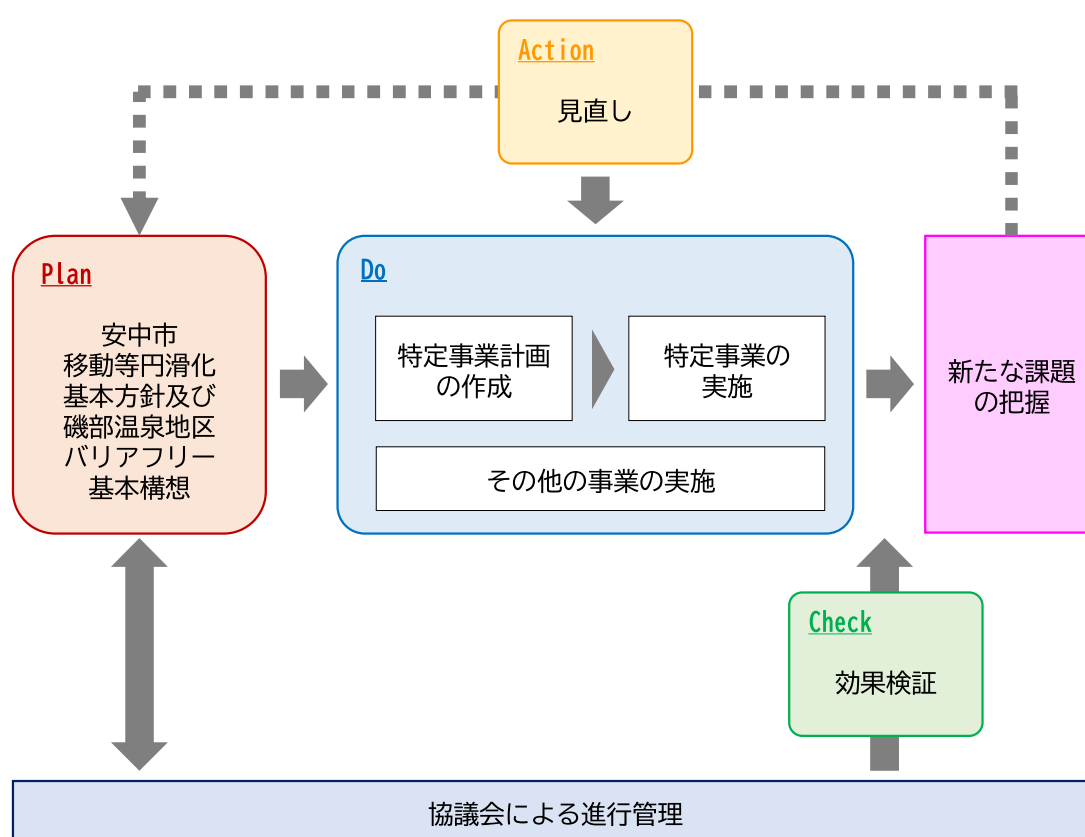


図 4 2 本計画の段階的かつ継続的な見直しのイメージ

11.2 実施スケジュールと計画の見直し

前ページで示した段階的かつ継続的な見直しの取組を踏まえ、本計画の実施5年目となる令和10年に事業の実施状況などの効果検証等を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

また、本計画の期間が終了する令和15年には次期計画の策定を実施し令和16年以降も取組を継続していく。なお、今後は「安中市都市計画マスタープラン」（令和7年6月改定予定）、「安中市立地適正化計画」（令和8年2月策定予定）などの市の都市政策的な計画との一体化も検討する。

2024 (令和6)年 1年目	2025 (令和7)年 2年目	2026 (令和8)年 3年目	2027 (令和9)年 4年目	2028 (令和10)年 5年目	2029 (令和11)年 6年目	2030 (令和12)年 7年目	2031 (令和13)年 8年目	2032 (令和14)年 9年目	2033 (令和15)年 10年目	2034 (令和16)年
安中市移動等円滑化基本方針及び磯部温泉地区バリアフリー基本構想										次期 計画
				効果 検証 (見直 し)				次期計画策定 (都市政策的な計画 との一体化も検討)		

図 4 3 実施スケジュールと計画の見直し

11.3 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、関係機関・団体（地元関係者、各種当事者団体、国、県、警察、公共交通機関等）と相互に連携・協力を図り、まちのバリアフリー化に取り組む。

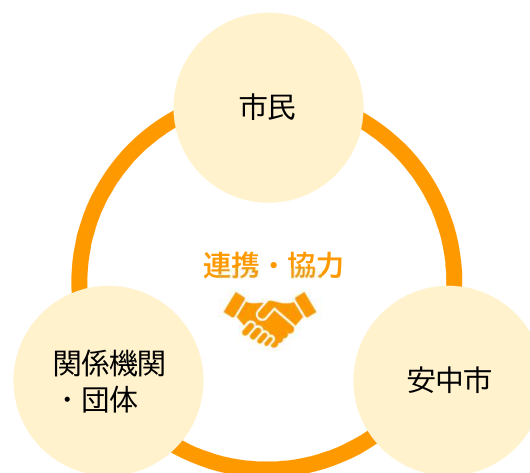


図 4 4 推進体制のイメージ